

障害福祉サービス費等の報酬算定構造

令和3年度見直し箇所

: 赤字

目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
療養介護サービス費	5
生活介護サービス費	6
経過的生活介護サービス費	8
短期入所サービス費	13
重度障害者等包括支援サービス費	15
施設入所支援サービス費	16
経過施設入所支援サービス費	17
機能訓練サービス費	22
生活訓練サービス費	23
宿泊型自立訓練サービス費	24
就労移行支援サービス費	26
就労移行支援（養成）サービス費	28
就労継続支援A型サービス費	29
就労継続支援B型サービス費	32
就労定着支援サービス費	35
自立生活援助サービス費	36
共同生活援助サービス費	37
計画相談支援給付費	41
障害児相談支援給付費	42
地域相談支援給付費（地域移行支援）	43
地域相談支援給付費（地域定着支援）	44
福祉型障害児入所施設給付費	45
医療型障害児入所施設給付費	49
児童発達支援給付費	51
医療型児童発達支援給付費	59
放課後等デイサービス給付費	60
居宅訪問型児童発達支援給付費	66
保育所等訪問支援給付費	67

○居宅介護サービス費

基本部分		注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 重度訪問介護 研修修了者に よる場合	注 2人の居宅 介護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早期の場合 又は深夜の 場合	注 初任者研修 課程修了者 が作成した居 宅介護計画 に基づき提供 する場合	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービス を行う場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算										
イ 居宅における身 体介護	(1) 30分未満 (255単位) (2) 30分以上1時間未満 (402単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (584単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (666単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位) (7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83単位)	×70/100	1時間未満 (185単位) 1時間以上1時間30分未満 (275単位) 1時間30分以上2時間未満 (367単位) 2時間以上2時間30分未満 (458単位) 2時間30分以上3時間未満 (550単位) ※3時間以上 (636単位に30分を増すごとに+88単位)	×200/100	夜間もしくは 早期の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×70/100	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービス を行う場合 ×90/100 事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100	1人1日につ き5単位を減 算 注 令和5年 4月から適用	特定事業所 加算(I) +20/100 特定事業所 加算(II) +10/100 特定事業所 加算(III) +10/100 特定事業所 加算(IV) +5/100	+15/100	1回につき 100単位を加 算 注 地域生 活支援拠点 等の場合 +50単位	1人1日当た り100単位を 加算										
ロ 通院等介助(身 体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (255単位) (2) 30分以上1時間未満 (402単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (584単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (666単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位) (7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83単位)																					
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (105単位) (2) 30分以上45分未満 (152単位) (3) 45分以上1時間未満 (196単位) (4) 1時間以上1時間15分未満 (238単位) (5) 1時間15分以上1時間30分未満 (274単位) (6) 1時間30分以上 (309単位に15分を増すごとに+35単位)												×90/100	×90/100								
ニ 通院等介助(身 体介護を伴わない 場合)	(1) 30分未満 (105単位) (2) 30分以上1時間未満 (196単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (274単位) (4) 1時間30分以上 (343単位に30分を増すごとに+69単位)																					
ホ 通院等乗降介助 (101単位)																						
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。																						
初回加算	(1月につき200単位を加算)																					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)																					
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)	(1回につき564単位を加算)																					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×274/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×200/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×111/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +ハの80/100)																					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×41/1,000)																					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×70/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×55/1,000)																					

○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害者等の場合	注 障害支援区分6に該当する者の場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	注 90日以上利用減算	注 身体拘束廃止未実施減算	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ ロ以外の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満 (185単位)	+15/100	+8.5/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×80/100	1人1日につき5単位を減算 注 令和5年4月から適用	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算 注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位	1人1日当たり100単位を加算
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (275単位)										
	(3) 1時間30分以上2時間未満 (367単位)										
	(4) 2時間以上2時間30分未満 (458単位)										
	(5) 2時間30分以上3時間未満 (550単位)										
	(6) 3時間以上3時間30分未満 (640単位)										
	(7) 3時間30分以上4時間未満 (732単位)										
	(8) 4時間以上8時間未満 (817単位に30分を増すごとに+85単位)										
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,497単位に30分を増すごとに+85単位)										
	(10) 12時間以上16時間未満 (2,172単位に30分を増すごとに+80単位)										
	(11) 16時間以上20時間未満 (2,818単位に30分を増すごとに+86単位)										
	(12) 20時間以上24時間未満 (3,500単位に30分を増すごとに+80単位)										
ロ 病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満 (185単位)	+15/100	+8.5/100	熟練従業者が同行して支援を行う場合 ×170/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×80/100	1人1日につき5単位を減算 注 令和5年4月から適用	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算 注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位	1人1日当たり100単位を加算
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (275単位)										
	(3) 1時間30分以上2時間未満 (367単位)										
	(4) 2時間以上2時間30分未満 (458単位)										
	(5) 2時間30分以上3時間未満 (550単位)										
	(6) 3時間以上3時間30分未満 (640単位)										
	(7) 3時間30分以上4時間未満 (732単位)										
	(8) 4時間以上8時間未満 (817単位に30分を増すごとに+85単位)										
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,497単位に30分を増すごとに+85単位)										
	(10) 12時間以上16時間未満 (2,172単位に30分を増すごとに+80単位)										
	(11) 16時間以上20時間未満 (2,818単位に30分を増すごとに+86単位)										
	(12) 20時間以上24時間未満 (3,500単位に30分を増すごとに+80単位)										
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。											
移動介護加算	イ 1時間未満 (100単位を加算)										
	ロ 1時間以上1時間30分未満 (125単位を加算)										
	ハ 1時間30分以上2時間未満 (150単位を加算)										
	ニ 2時間以上2時間30分未満 (175単位を加算)										
	ホ 2時間30分以上3時間未満 (200単位を加算)										
	ヘ 3時間以上 (250単位を加算)										
初回加算	(1月につき200単位を加算)										
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)										
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度)	(1回につき584単位を加算)										
移動介護緊急時支援加算	(1日につき240単位を加算)										
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数 × 200 / 1,000)									
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数 × 146 / 1,000)									
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数 × 81 / 1,000)									
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位数 × 80 / 100)									
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位数 × 80 / 100)									
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位数 × 26 / 1,000)										
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数 × 70 / 1,000)									
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数 × 55 / 1,000)									
注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能											
注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員等特定処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能											

○同行援護サービス費

基本部分	注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 盲ろう者向 け通訳・介 助員により 行われる場 合	注 2人の同行 援護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の場 合	注 盲ろう者に 対して盲ろ う者向け通 訳・介助員 が支援を行 う場合	注 障害支援 区分3に該 当する者の 場合	注 障害支援 区分4以上 に該当する 者の場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算	
イ 30分未満 (190単位)													
ロ 30分以上1時間未満 (300単位)													
ハ 1時間以上1時間30分未満 (433単位)													
ニ 1時間30分以上2時間未満 (498単位)	×90/100		×200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100	+25/100	+20/100	+40/100	1人1日につ き5単位を減 算 注 令和5年 4月から適用	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100		1回につき 100単位を加 算 注 地域生 活支援拠点 等の場合 +50単位	1人1日当た り100単位を 加算	
ホ 2時間以上2時間30分未満 (563単位)		×90/100		深夜の場合 +50/100					特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100	+15/100			
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (628単位)									特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100				
ト 3時間以上 (693単位に30分を増すごとに+65単位)									特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100				
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。													
初回加算 (1月につき200単位を加算)													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)													
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×274/1,000)	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×200/1,000)	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×111/1,000)	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100)	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能							
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×41/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能												
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×70/1,000)	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×55/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計										

○行動援護サービス費

基本部分		注 支援計画シート等が未作成の場合	注 2人の行動援護従事者による場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 30分未満	(258単位)	×95/100	×200/100	1人1日につき5単位を減算 注 令和5年4月から適用	特定事業所加算(I) +20/100	+15/100	1回につき100単位を加算 注 地域生活支援拠点等の場合+50単位	1人1日当たり100単位を加算
ロ 30分以上1時間未満	(407単位)							
ハ 1時間以上1時間30分未満	(592単位)							
ニ 1時間30分以上2時間未満	(741単位)							
ホ 2時間以上2時間30分未満	(891単位)							
ヘ 2時間30分以上3時間未満	(1,040単位)							
ト 3時間以上3時間30分未満	(1,191単位)							
チ 3時間30分以上4時間未満	(1,340単位)							
リ 4時間以上4時間30分未満	(1,491単位)							
又 4時間30分以上5時間未満	(1,641単位)							
ル 5時間以上5時間30分未満	(1,791単位)							
ヲ 5時間30分以上6時間未満	(1,940単位)							
ワ 6時間以上6時間30分未満	(2,091単位)							
カ 6時間30分以上7時間未満	(2,240単位)							
ヨ 7時間以上7時間30分未満	(2,391単位)							
タ 7時間30分以上	(2,540単位)							
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。								
初回加算		(1月につき200単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)						
行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度)		(1回につき273単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき 所定単位数 × 239 / 1000)						
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき 所定単位数 × 175 / 1000)						
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき 所定単位数 × 97 / 1000)						
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき 十八の90 / 100)						
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき 十八の80 / 100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算		注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき 所定単位数 × 70 / 1,000)						
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき 所定単位数 × 55 / 1,000)						
		注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計						

○療養介護サービス費

基本部分			注 地方公共団 体が設置する 指定療養介 護事業所の 場合	注 利用者の数 が利用定員を 超える場合 又は 看護職員又 は生活支援 員の員数が 基準に満た ない場合 又は サービス管理 責任者の員 数が基準に 満たない場 合	注 療養介護計 画が作成さ れない場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算												
イ 療養介護サービス費	(1) 療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下	(965単位)	×965/1,000														
		(二) 定員41人以上60人以下	(939単位)															
		(三) 定員61人以上80人以下	(891単位)															
		(四) 定員81人以上	(853単位)															
	(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)	(一) 定員40人以下	(703単位)				×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100								
		(二) 定員41人以上60人以下	(667単位)															
		(三) 定員61人以上80人以下	(619単位)															
		(四) 定員81人以上	(589単位)															
	(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	(一) 定員40人以下	(556単位)								×965/1,000	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	9月以上連続して減算の場合 ×50/100				
		(二) 定員41人以上60人以下	(527単位)															
		(三) 定員61人以上80人以下	(497単位)															
		(四) 定員81人以上	(475単位)															
	(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	(一) 定員40人以下	(445単位)												×965/1,000			利用者全員について、1日につき5単位を減算
		(二) 定員41人以上60人以下	(409単位)															
		(三) 定員61人以上80人以下	(381単位)															
(四) 定員81人以上		(361単位)																
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	(一) 定員40人以下	(445単位)	×965/1,000															
	(二) 定員41人以上60人以下	(409単位)																
	(三) 定員61人以上80人以下	(381単位)																
	(四) 定員81人以上	(361単位)																
ロ 経過的療養介護サービス費	(1) 経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下					(902単位)	×965/1,000										
		(二) 定員41人以上60人以下					(802単位)											
		(三) 定員61人以上80人以下					(873単位)											
		(四) 定員81人以上					(838単位)											
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。																		
地域移行加算 (入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算)																		
福祉専門職員配置等加算 イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)																		
人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1)	(1) 定員61人以上80人以下					(1日につき6単位を加算)				×965/1,000							
		(2) 定員81人以上					(1日につき17単位を加算)											
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2.5:1)	(1) 定員40人以下					(1日につき170単位を加算)											
		(2) 定員41人以上60人以下					(1日につき200単位を加算)											
障害福祉サービスの体験利用支援加算 (1日につき300単位を加算)																		
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×64/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能														
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×47/1,000)																
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×26/1,000)																
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×18/1,000)																
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×18/1,000)																
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×5/1,000) 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能																		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×21/1,000)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計														
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×19/1,000)																

○生活介護サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 生活介護サービス費	(1) 定員20人以下	(一) 区分6 (1,288単位) (二) 区分5 (964単位) (三) 区分4 (689単位) (四) 区分3 (599単位) (五) 区分2以下 (546単位)	× 965 / 1,000	× 70 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100 3月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	減算が適用される月から4月目まで × 70 / 100 5月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	減算が適用される月から2月目まで × 70 / 100 3月以上連続して減算の場合 × 50 / 100	開所時間が4時間未満 × 50 / 100 開所時間が4時間以上6時間未満 × 70 / 100	短時間利用減算 又は 利用時間5時間未満の利用者が全利用者の50%以上 × 70 / 100	定員81人以上の事業所の場合 × 991 / 1000	医師配置が無い場合 1日につき12単位を減算	身体拘束未実施減算 利用者全員について、1日につき5単位を減算	サービス管理責任者配置等加算 1日につき58単位を加算
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 区分6 (1,147単位) (二) 区分5 (853単位) (三) 区分4 (585単位) (四) 区分3 (524単位) (五) 区分2以下 (476単位)											
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 区分6 (1,108単位) (二) 区分5 (820単位) (三) 区分4 (562単位) (四) 区分3 (496単位) (五) 区分2以下 (453単位)											
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 区分6 (1,052単位) (二) 区分5 (785単位) (三) 区分4 (543単位) (四) 区分3 (487単位) (五) 区分2以下 (439単位)											
	(5) 定員81人以上	(一) 区分6 (1,039単位) (二) 区分5 (774単位) (三) 区分4 (541単位) (四) 区分3 (484単位) (五) 区分2以下 (434単位)											
ロ 共生型生活介護サービス費	(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ) (693単位) (2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ) (854単位)												
ハ 基準該当生活介護サービス費	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) (693単位) (2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) (854単位)												
ニ 経過的な生活介護サービス費	(別表のとおり)												

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	(一) 定員20人以下 (1日につき265単位を加算) (二) 定員21人以上60人以下 (1日につき212単位を加算) (三) 定員61人以上 (1日につき197単位を加算)	× 965 / 1,000	
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	(一) 定員20人以下 (1日につき181単位を加算) (二) 定員21人以上60人以下 (1日につき136単位を加算) (三) 定員61人以上 (1日につき125単位を加算)		
	ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	(一) 定員20人以下 (1日につき51単位を加算) (二) 定員21人以上60人以下 (1日につき38単位を加算) (三) 定員61人以上 (1日につき33単位を加算)		
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)			
常勤看護職員等配置加算	イ 常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)	(一) 定員20人以下 (1日につき28単位を加算) (二) 定員21人以上40人以下 (1日につき19単位を加算) (三) 定員41人以上60人以下 (1日につき11単位を加算) (四) 定員61人以上80人以下 (1日につき8単位を加算) (五) 定員81人以上 (1日につき8単位を加算)	× 965 / 1,000	
		ロ 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)		(一) 定員20人以下 (1日につき58単位を加算) (二) 定員21人以上40人以下 (1日につき38単位を加算) (三) 定員41人以上60人以下 (1日につき22単位を加算) (四) 定員61人以上80人以下 (1日につき16単位を加算) (五) 定員81人以上 (1日につき12単位を加算)
	ハ 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)			(一) 定員20人以下 (1日につき84単位を加算) (二) 定員21人以上40人以下 (1日につき57単位を加算) (三) 定員41人以上60人以下 (1日につき33単位を加算) (四) 定員61人以上80人以下 (1日につき24単位を加算) (五) 定員81人以上 (1日につき18単位を加算)
				視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)
	初期加算 (1日につき30単位を加算)			
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1) 1時間未満 (1回につき187単位を加算) (2) 1時間以上 (1回につき280単位を加算)			
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)			
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき50単位を加算)			
	ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ)	(一) 体制を整えた場合 (1日につき7単位を加算) (二) 支援を行った場合 (1日につき180単位を加算)	注 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +500単位	
リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算) ロ リハビリテーション加算(Ⅱ) (1日につき20単位を加算)			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)			
食事提供体制加算 (1日につき30単位を加算)				
延長支援加算	(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上 (1日につき92単位を加算)			
	送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +28単位 注2 同一敷地内の場合 × 70 / 100	

障害福祉サービスの体 験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
就労移行支援体制加算	(1)定員20人以下	(1日につき42単位を加算)	注1 前年度において、生活介護等を受けた後就労し、6月以上就労継続し ている者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じ た単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く
	(2)定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)	
	(3)定員41人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)	
	(4)定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)	
	(5)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)	
福祉・介護 職員処遇 改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位 × 44/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算 を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位 × 32/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位 × 18/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位 × 6/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算 を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能	
福祉・介護 職員等特 定処遇改 善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位 × 14/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を 除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位 × 13/1,000)	

二 経過的生活介護サービス費

(別表)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束禁止未実施減算	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護職員配置加算(Ⅰ)	看護職員配置加算(Ⅱ)	児童指導員等追加加算(1日につき)	ソーシャルワーカー配置加算
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設	(895単位)			+46単位				+96単位	+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位	1日につき +149単位
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(774単位)			+139単位				+96単位	+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +142単位 ロ 児童指導員等の場合 +105単位	1日につき +149単位
		(二)当該施設が主たる施設	(1,595単位)			+46単位								
		(三)当該施設が単独施設	(895単位)			+69単位				+48単位	+66単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +95単位 ロ 児童指導員等の場合 +71単位	1日につき +74単位
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(615単位)			+46単位								
		(二)当該施設が主たる施設	(1,025単位)											
		(三)当該施設が単独施設	(811単位)			+46単位				+32単位	+44単位	+55単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +57単位 ロ 児童指導員等の場合 +42単位	1日につき +50単位
	(4)定員21人以上30人以下		(774単位)			+37単位				+24単位	+38単位	+39単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +40単位 ロ 児童指導員等の場合 +30単位	1日につき +38単位
	(5)定員31人以上40人以下		(647単位)			+27単位				+19単位	+26単位	+30単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位	1日につき +26単位
	(6)定員41人以上50人以下		(577単位)			+24単位				+14単位	+24単位	+24単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +26単位 ロ 児童指導員等の場合 +19単位	1日につき +24単位
	(7)定員51人以上60人以下		(555単位)			+22単位				+12単位	+19単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +22単位 ロ 児童指導員等の場合 +16単位	1日につき +22単位
	(8)定員61人以上70人以下		(534単位)			+19単位				+10単位	+16単位	+16単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +19単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位	1日につき +16単位
	(9)定員71人以上80人以下		(512単位)			+16単位				+9単位	+13単位	+14単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +15単位 ロ 児童指導員等の場合 +11単位	1日につき +15単位
	(10)定員81人以上90人以下		(495単位)			+13単位				+8単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +13単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位	1日につき +13単位
	(11)定員91人以上100人以下		(474単位)			+11単位				+8単位	+11単位	+12単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	1日につき +11単位
	(12)定員101人以上110人以下		(471単位)			+10単位				+7単位	+9単位	+10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	1日につき +10単位
(13)定員111人以上120人以下		(469単位)			+9単位				+8単位	+9単位	+9単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位	1日につき +11単位	
(14)定員121人以上130人以下		(466単位)			+8単位				+7単位	+8単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	1日につき +10単位	
(15)定員131人以上140人以下		(463単位)			+8単位				+7単位	+8単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	1日につき +10単位	
(16)定員141人以上150人以下		(461単位)							+7単位	+8単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +10単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	1日につき +10単位	

□ 自閉症児の場合	(17)定員151人以上160人以下	(456単位)	+8単位	+6単位	+8単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 □ 児童指導員等の場合 +7単位	1日につき +8単位	
	(18)定員161人以上170人以下	(452単位)	+8単位	+6単位	+8単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 □ 児童指導員等の場合 +7単位	1日につき +8単位	
	(19)定員171人以上180人以下	(448単位)	+8単位	+6単位	+7単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 □ 児童指導員等の場合 +7単位	1日につき +8単位	
	(20)定員181人以上190人以下	(445単位)	+8単位	+5単位	+7単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 □ 児童指導員等の場合 +6単位	1日につき +8単位	
	(21)定員191人以上	(442単位)	+8単位	+5単位	+6単位	+7単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 □ 児童指導員等の場合 +6単位	1日につき +8単位	
	(1)定員30人以下	(781単位)	+46単位	+24単位	+34単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +36単位 □ 児童指導員等の場合 +26単位	1日につき +50単位	
	(2)定員31人以上40人以下	(714単位)	+37単位	+24単位	+34単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +28単位 □ 児童指導員等の場合 +26単位	1日につき +38単位	
	(3)定員41人以上50人以下	(678単位)	+27単位	+19単位	+30単位	+24単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 □ 児童指導員等の場合 +24単位	1日につき +30単位	
	(4)定員51人以上60人以下	(648単位)	+24単位	+16単位	+24単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +26単位 □ 児童指導員等の場合 +19単位	1日につき +24単位	
	(5)定員61人以上70人以下	(618単位)	+22単位	+14単位	+21単位	+16単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +22単位 □ 児童指導員等の場合 +16単位	1日につき +22単位	
ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(1,152単位)	+278単位	+96単位	+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +142単位 □ 児童指導員等の場合 +103単位	1日につき +149単位
		(二)当該施設が単独施設	(913単位)	+46単位					
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(838単位)	+139単位	+96単位	+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +142単位 □ 児童指導員等の場合 +105単位	1日につき +149単位
		(二)当該施設が単独施設	(913単位)	+46単位					
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(838単位)	+139単位	+96単位	+133単位	+136単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +142単位 □ 児童指導員等の場合 +105単位	1日につき +149単位
		(二)当該施設が主たる施設	(1,758単位)						
		(三)当該施設が単独施設	(913単位)	+46単位					
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(641単位)	+92単位	+46単位	+66単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +95単位 □ 児童指導員等の場合 +71単位	1日につき +100単位
		(二)当該施設が主たる施設	(1,257単位)						
		(三)当該施設が単独施設	(832単位)	+46単位					
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(595単位)	+69単位	+46単位	+66単位	+90単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +95単位 □ 児童指導員等の場合 +71単位	1日につき +74単位
		(二)当該施設が主たる施設	(1,055単位)						
		(三)当該施設が単独施設	(832単位)	+46単位					
			x95/1,000	x70/100	減算が適用される月から2月目まで x70/100 3月以上連続して減算の場合 x50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	1日につき +104単位	*公認心理師の場合 +90単位	

(6)定員21人以上25人以下 (7)定員26人以上30人以下 (8)定員31人以上35人以下 (9)定員36人以上40人以下 (10)定員41人以上50人以下 (11)定員51人以上60人以下 (12)定員61人以上70人以下 (13)定員71人以上80人以下 (14)定員81人以上90人以下 (15)定員91人以上	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (529単位) (二)当該施設が主たる施設 (892単位) (三)当該施設が単独施設 (800単位)	+55単位	ホ 重度障害児支援加算(V) 1日につき+134単位 ヘ 重度障害児支援加算(VI) 1日につき+161単位 ※別に定める要件に合致する場合は+10単位	+32単位	+44単位	+55単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+57単位 ロ 児童指導員等の場合+42単位	1日につき+59単位	
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (504単位) (二)当該施設が主たる施設 (800単位) (三)当該施設が単独施設 (800単位)	+46単位		+32単位	+44単位	+55単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+57単位 ロ 児童指導員等の場合+42単位	1日につき+50単位	
	(一)当該施設が主たる施設 (705単位) (二)当該施設が単独施設 (705単位)	+37単位		+24単位	+36単位	+39単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+40単位 ロ 児童指導員等の場合+30単位	1日につき+42単位	
	(一)当該施設が主たる施設 (656単位) (二)当該施設が単独施設 (656単位)	+37単位		+24単位	+36単位	+39単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+40単位 ロ 児童指導員等の場合+30単位	1日につき+38単位	
	(一)当該施設が主たる施設 (575単位) (二)当該施設が単独施設 (575単位)	+27単位		+19単位	+26単位	+30単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+32単位 ロ 児童指導員等の場合+24単位	1日につき+30単位	
	(一)当該施設が主たる施設 (555単位) (二)当該施設が単独施設 (555単位)	+24単位		+16単位	+24単位	+24単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+26単位 ロ 児童指導員等の場合+19単位	1日につき+24単位	
	(一)当該施設が主たる施設 (536単位) (二)当該施設が単独施設 (536単位)	+22単位		+14単位	+22単位	+21単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+22単位 ロ 児童指導員等の場合+16単位	1日につき+22単位	
	(一)当該施設が主たる施設 (515単位) (二)当該施設が単独施設 (515単位)	+19単位		+12単位	+19単位	+18単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+19単位 ロ 児童指導員等の場合+14単位	1日につき+19単位	
	(一)当該施設が主たる施設 (496単位) (二)当該施設が単独施設 (496単位)	+16単位		+10単位	+16単位	+16単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+17単位 ロ 児童指導員等の場合+12単位	1日につき+17単位	
	(一)当該施設が主たる施設 (479単位) (二)当該施設が単独施設 (479単位)	+13単位		+9単位	+13単位	+14単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+15単位 ロ 児童指導員等の場合+11単位	1日につき+15単位	
	ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下 (708単位)		+10単位	+10単位	+27単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+25単位 ロ 児童指導員等の場合+21単位	1日につき+30単位
		(2)定員51人以上60人以下 (695単位)		+16単位	+16単位	+24単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+25単位 ロ 児童指導員等の場合+19単位	1日につき+24単位
		(3)定員61人以上70人以下 (681単位)		+14単位	+14単位	+21単位	+22単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+22単位 ロ 児童指導員等の場合+16単位	1日につき+22単位
		(4)定員71人以上 (666単位)		+12単位	+12単位	+18単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合+19単位 ロ 児童指導員等の場合+14単位	1日につき+19単位

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下 (301単位) (2)定員61人以上90人以下 (271単位) (3)定員91人以上 (237単位)	×965/1,000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下 (180単位) (2)定員61人以上90人以下 (162単位) (3)定員91人以上 (141単位)		

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき360日を限度として1日につき317単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき360日を限度として1日につき421単位を加算)

入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき527単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき1,055単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき9単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

地域移行加算 (入所中2回、退所後1回を限度として、470単位を加算)

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき25単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき21単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき17単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき14単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき12単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき11単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき10単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき9単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき8単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき5単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき5単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき14単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき11単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき9単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき8単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき7単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき6単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき6単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき5単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき5単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき4単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき4単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき4単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき3単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき3単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき3単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき3単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき3単位を加算)

栄養マネジメント加算 (1日につき11単位を加算)

小規模グループケア加算 (1日につき226単位を加算)

注 サテライト型として実施する場合 +290単位

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×99/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×72/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×40/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×8/1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×43/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×39/1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○短期入所サービス費

基本部分		
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (903単位)
		(二) 区分5 (767単位)
		(三) 区分4 (634単位)
		(四) 区分3 (570単位)
		(五) 区分1・2 (498単位)
	(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (589単位)
		(二) 区分5 (516単位)
		(三) 区分4 (311単位)
		(四) 区分3 (235単位)
		(五) 区分1・2 (169単位)
	(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (767単位)
		(二) 区分2 (602単位)
		(三) 区分1 (498単位)
	(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (516単位)
		(二) 区分2 (273単位)
		(三) 区分1 (169単位)
	(5)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (1,104単位)
		(二) 区分5 (969単位)
		(三) 区分4 (835単位)
		(四) 区分3 (772単位)
		(五) 区分1・2 (700単位)
	(6)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (791単位)
		(二) 区分5 (719単位)
		(三) 区分4 (513単位)
		(四) 区分3 (438単位)
		(五) 区分1・2 (370単位)
	(7)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (969単位)
		(二) 区分2 (804単位)
(三) 区分1 (700単位)		
(8)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (719単位)	
	(二) 区分2 (475単位)	
	(三) 区分1 (370単位)	
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ) (3,010単位)	
	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ) (2,762単位)	
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ) (1,747単位)	
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) (2,835単位)	
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) (2,636単位)	
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) (1,846単位)	
	(4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ) (2,070単位)	
	(5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ) (1,943単位)	
	(6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ) (1,266単位)	
ニ 共生型短期入所サービス費	(1)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ) (767単位)	
	(2)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ) (235単位)	
	(3)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ) (969単位)	
	(4)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ) (436単位)	
ホ 基準該当短期入所サービス費	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) (767単位)	
	(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) (235単位)	

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

短期利用加算	(1日につき30単位を加算)
常勤看護職員等配置加算	(一)定員6人以下 (1日につき10単位を加算) (二)定員7人以上12人以下 (1日につき8単位を加算) (三)定員13人以上17人以下 (1日につき6単位を加算) (四)定員18人以上 (1日につき4単位を加算)
医療的ケア対応支援加算	(1日につき120単位を加算)
重度障害児・障害者対応支援加算	(1日につき30単位を加算)
重度障害者支援加算	(1日につき50単位を加算)
単独型加算	(1日につき320単位を加算)
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき960単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき600単位を加算) (3)利用者3人以上8人以下 (1日につき480単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1)利用者1人 (1日につき1,600単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき960単位を加算) (3)利用者3人以上8人以下 (1日につき800単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1)利用者1人 (1日につき2,000単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき1,500単位を加算) (3)利用者3人 (1日につき1,000単位を加算) ト 医療連携体制加算(Ⅶ) (1日につき500単位を加算) チ 医療連携体制加算(Ⅷ) (1日につき100単位を加算) リ 医療連携体制加算(Ⅸ) (1日につき39単位を加算)
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1日につき22単位を加算) ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1日につき12単位を加算)

注					
利用者の数が利用定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	大規模減算	身体拘束廃止未実施減算	福祉専門職員配置等加算	地域生活支援拠点等の場合
×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	単独型で20床以上の場合 ×90/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算		利用者全員について、利用を開始した日の1日につき100単位を加算
				(Ⅰ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている場合 1日につき15単位を加算 (Ⅱ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている場合 1日につき10単位を加算	

注 一定の条件を満たす場合 +10単位	注 一定の条件を満たす場合 +100単位
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	注 特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

食事提供体制加算	(1日につき48単位を加算)
----------	----------------

緊急短期入所受入加算	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)
	ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	(1日につき270単位を加算)

定員超過特例加算	(1日につき50単位を加算)
----------	----------------

特別重度支援加算	イ 特別重度支援加算(Ⅰ)	(1日につき810単位を加算)
	ロ 特別重度支援加算(Ⅱ)	(1日につき297単位を加算)
	ハ 特別重度支援加算(Ⅲ)	(1日につき120単位を加算)

送迎加算	(片道につき186単位を加算)
------	-----------------

日中活動支援加算	(1日につき200単位を加算)
----------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×86/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×63/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×35/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 十所定単位×9/1,000)
-----------------	-----------------------

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき 十所定単位×21/1,000)
------------------	------------------------

注1 加算の算定を開始した日から起算して10日以内に限る。
注2 当該加算の算定中は、利用者の数が利用定員を超える場合の減算は適用しない。

注 同一敷地内の場合 ×70/100

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
注3 ニ、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分		注 2人の従業者による場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 特別地域加算	注 喀痰吸引等支援体制加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 低所得の利用者に対し支援を行った場合	注 緊急時対応加算を算定し、地域生活支援拠点等の場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 緊急時支援加算(Ⅰ)を算定し、地域生活支援拠点等の場合 ※自立生活援助のみ対象	注 地域生活支援拠点等の場合 ※短期入所のみ対象	
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	(1) 1時間未満 (203単位) (2) 1時間以上12時間未満 (303単位に30分を増すごとに+100単位) (3) 12時間以上24時間未満 (2,501単位に30分を増すごとに+98単位)	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	1人1日につき5単位を減算 注 令和5年4月から適用	+15/100	1人1日当たり100単位を加算		1回につき+50単位	1回につき+50単位		
ロ 短期入所	1日につき (953単位)						1日につき48単位を加算			利用者全員について、利用を開始した日の1日につき100単位を加算	
ハ 共同生活援助(外部サービス利用型を除く)	1日につき (1,003単位)										
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。											
初回加算 (1月につき200単位を加算)											
イ 医療連携体制加算 ※短期入所のみ対象。	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合									
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合									
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合									
	(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)	(一) 利用者が1人 (1日につき960単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合								
		(二) 利用者が2人 (1日につき600単位を加算)									
		(三) 利用者が3人以上8人以下 (1日につき480単位を加算)									
	(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)	(一) 利用者が1人 (1日につき1,600単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合								
		(二) 利用者が2人 (1日につき960単位を加算)									
(三) 利用者が3人以上8人以下 (1日につき800単位を加算)											
(6) 医療連携体制加算(Ⅵ)	(一) 利用者が1人 (1日につき2,000単位を加算) (二) 利用者が2人 (1日につき1,500単位を加算) (三) 利用者が3人 (1日につき1,000単位を加算)	注 特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合									
(7) 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき500単位を加算)										
(8) 医療連携体制加算(Ⅷ)	(1日につき100単位を加算)										
ロ 医療連携体制加算 ※共同生活援助のみ対象。	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合									
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合									
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合									
	(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)	(一) 利用者が1人 (1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合								
		(二) 利用者が2人 (1日につき500単位を加算)									
		(三) 利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)									
(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)										
(6) 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)										
巡回加算 ※短期入所のみ対象。 (片道につき186単位を加算)		注 同一敷地内の場合 ×70/100単位									
地域生活移行個別支援特別加算 ※共同生活援助のみ対象。 (1日につき670単位を加算)											
精神障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象。 (1日につき300単位を加算)											
強度行動障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象。 (1日につき300単位を加算)											
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×89/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能									
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×65/1,000)										
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×36/1,000)										
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)										
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの90/100)										
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位数×3/1,000)		注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能									
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき +所定単位数×61/1,000)		注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計									

○施設入所支援サービス費

基本部分		注	注									
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	配置されている栄養士が非常勤の場合	栄養士が配置されていない場合	身体拘束廃止未実施減算				
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (459単位) (2) 区分5 (387単位) (3) 区分4 (312単位) (4) 区分3 (236単位)	×965/1,000	×70/100	×95/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	1日につき12単位を減算	1日につき27単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算				
ロ 定員41人以上60人以下	(1) 区分6 (360単位) (2) 区分5 (301単位) (3) 区分4 (239単位) (4) 区分3 (188単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (149単位)					1日につき10単位を減算	1日につき22単位を減算					
ハ 定員61人以上80人以下	(1) 区分6 (299単位) (2) 区分5 (251単位) (3) 区分4 (201単位) (4) 区分3 (165単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (135単位)					1日につき7単位を減算	1日につき15単位を減算					
ニ 定員81人以上	(1) 区分6 (273単位) (2) 区分5 (226単位) (3) 区分4 (181単位) (4) 区分3 (149単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (128単位)					1日につき6単位を減算	1日につき12単位を減算					
ホ 経過的施設入所支援サービス費 (別表のとおり)												
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。												
夜勤職員配置体制加算	(1) 定員21人以上40人以下 (1日につき60単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき48単位を加算) (3) 定員61人以上 (1日につき39単位を加算)	×965/1,000										
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (一) 体制を整えた場合 (1日につき7単位を加算) (二) 夜間支援を行った場合 (1日につき180単位を加算)							注 一定の条件を満たす場合 +22単位 注 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +500単位				
夜間看護体制加算	(1日につき60単位を加算)											
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)											
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)											
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ) (1) 定員60人以下 (1日につき320単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき272単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき247単位を加算) ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ) (1) 定員60人以下 (1日につき191単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき162単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき147単位を加算)	×965/1,000						8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定				
入院時支援特別加算	(1) 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算) (2) 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)											
地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)											
体験宿泊支援加算	(1日につき120単位を加算)											
地域生活移行個別支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) (1日につき12単位を加算) ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) (1日につき306単位を加算)											
栄養マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)											
経口移行加算	(1日につき28単位を加算)											
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき400単位を加算) ロ 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき100単位を加算)											
口腔衛生管理体制加算	(1月につき30単位を加算)											
口腔衛生管理加算	(1月につき90単位を加算)											
療養食加算	(1日につき23単位を加算)											
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×96/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×63/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×35/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)							注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×9/1,000)							注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき +所定単位×21/1,000)							注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				

ホ 経過的施設入所支援サービス費

(別表)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数を利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護職員配置加算(Ⅰ)	看護職員配置加算(Ⅱ)	児童指導員等追加加算(1日につき)	ソーシャルワーカー配置加算
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設	(302単位)			+16単位				+33単位		+45単位 +46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +42単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位	1日につき +51単位
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(264単位)			+47単位				+33単位		+45単位 +46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +42単位 ロ 児童指導員等の場合 +32単位	1日につき +51単位
		(二)当該施設が主たる施設	(543単位)			+16単位								
		(三)当該施設が単独施設	(302単位)			+23単位				+16単位		+22単位 +31単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位	1日につき +23単位
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(210単位)			+16単位								
		(二)当該施設が主たる施設	(349単位)			+16単位				+11単位		+15単位 +19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位	1日につき +17単位
		(三)当該施設が単独施設	(277単位)			+12単位				+8単位		+12単位 +13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +14単位 ロ 児童指導員等の場合 +10単位	1日につき +13単位
	(4)定員21人以上30人以下		(264単位)			+9単位			+6単位		+9単位 +10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位	1日につき +10単位	
	(5)定員31人以上40人以下		(221単位)			+8単位			+5単位		+8単位 +8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位	1日につき +8単位	
	(6)定員41人以上50人以下		(197単位)			+7単位			+5単位		+7単位 +7単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +7単位 ロ 児童指導員等の場合 +5単位	1日につき +7単位	
	(7)定員51人以上60人以下		(189単位)			+6単位			+4単位		+6単位 +6単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +6単位 ロ 児童指導員等の場合 +5単位	1日につき +6単位	
	(8)定員61人以上70人以下		(182単位)			+5単位			+4単位		+5単位 +5単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +6単位 ロ 児童指導員等の場合 +4単位	1日につき +6単位	
	(9)定員71人以上80人以下		(175単位)			+4単位			+3単位		+4単位 +5単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +5単位 ロ 児童指導員等の場合 +4単位	1日につき +5単位	
	(10)定員81人以上90人以下		(169単位)			+4単位			+3単位		+4単位 +4単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位	1日につき +4単位	
	(11)定員91人以上100人以下		(162単位)			+4単位			+3単位		+4単位 +4単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位	1日につき +4単位	
	(12)定員101人以上110人以下		(161単位)			+4単位			+3単位		+4単位 +4単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位	1日につき +4単位	
	(13)定員111人以上120人以下		(160単位)			+4単位			+3単位		+4単位 +4単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位	1日につき +4単位	
	(14)定員121人以上130人以下		(159単位)			+3単位			+2単位		+3単位 +4単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位	1日につき +4単位	
(15)定員131人以上140人以下		(158単位)			+3単位			+2単位		+3単位 +3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +4単位 ロ 児童指導員等の場合 +3単位	1日につき +4単位		
(16)定員141人以上150人以下		(157単位)			+3単位			+2単位		+3単位 +3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位	1日につき +3単位		
(17)定員151人以上160人以下		(156単位)			+3単位			+2単位		+3単位 +3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位	1日につき +3単位		
(18)定員161人以上170人以下		(155単位)			+3単位			+2単位		+3単位 +3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位	1日につき +3単位		

口 自閉症児の場合	(19)定員171人以上180人以下	(153単位)	+3単位	+2単位	+2単位 +3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位	1日につき +3単位
	(20)定員181人以上190人以下	(152単位)	+3単位	+2単位	+2単位 +3単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位	1日につき +3単位
	(21)定員191人以上	(151単位)	+3単位	+2単位	+2単位 +2単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +3単位 ロ 児童指導員等の場合 +2単位	1日につき +3単位
	(1)定員30人以下	(267単位)	+16単位	+8単位	+12単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +12単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位	1日につき +17単位
	(2)定員31人以上40人以下	(244単位)	+12単位	+8単位	+12単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +12単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位	1日につき +13単位
	(3)定員41人以上50人以下	(231単位)	+9単位	+6単位	+10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 ロ 児童指導員等の場合 +9単位	1日につき +10単位
	(4)定員51人以上60人以下	(221単位)	+8単位	+5単位	+8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +9単位 ロ 児童指導員等の場合 +6単位	1日につき +8単位
ハ 百鬼児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(393単位)	+95単位	+33単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +42単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位	1日につき +51単位
		(二)当該施設が単独施設	(311単位)				
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(286単位)	+47単位	+33単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +42単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位	1日につき +51単位
		(二)当該施設が単独施設	(311単位)				
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(286単位)	+47単位	+33単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +42単位 ロ 児童指導員等の場合 +36単位	1日につき +51単位
		(二)当該施設が主たる施設	(599単位)				
		(三)当該施設が単独施設	(311単位)				
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(219単位)	+31単位	+16単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位	1日につき +34単位
		(二)当該施設が主たる施設	(429単位)				
		(三)当該施設が単独施設	(284単位)				
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(203単位)	+23単位	+16単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 ロ 児童指導員等の場合 +24単位	1日につき +25単位
		(二)当該施設が主たる施設	(360単位)				
		(三)当該施設が単独施設	(284単位)				
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(182単位)	+19単位	+11単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位	1日につき +20単位
(二)当該施設が主たる施設		(322単位)					
(三)当該施設が単独施設		(275単位)					
(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(171単位)	+16単位	+11単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +14単位	1日につき +17単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(275単位)					
	(三)当該施設が単独施設	(275単位)					
		× 965/1,000	× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算する場合 × 50/100	利用者全員について、1日につき2単位を減算	1日につき +36単位	ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき +51単位 ニ 重度障害児支援加算(Ⅳ) 1日につき +60単位 *別に定める要件に合致する場合 +4単位

⑧定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(242単位)	+12単位	+8単位	+12単位 +13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +14単位	1日につき +14単位	
	(二)当該施設が単独施設	(242単位)				ロ 児童指導員等の場合 +10単位		
⑨定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(225単位)	+12単位	+8単位	+12単位 +13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +14単位	1日につき +13単位	
	(二)当該施設が単独施設	(225単位)				ロ 児童指導員等の場合 +10単位		
⑩定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設	(197単位)	+9単位	+6単位	+9単位 +10単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位	1日につき +10単位	
	(二)当該施設が単独施設	(197単位)				ロ 児童指導員等の場合 +8単位		
⑪定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設	(190単位)	+8単位	+5単位	+8単位 +8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +9単位	1日につき +8単位	
	(二)当該施設が単独施設	(190単位)				ロ 児童指導員等の場合 +6単位		
⑫定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	(184単位)	+7単位	+5単位	+7単位 +7単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +7単位	1日につき +7単位	
	(二)当該施設が単独施設	(184単位)				ロ 児童指導員等の場合 +5単位		
⑬定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	(177単位)	+6単位	+4単位	+6単位 +6単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +6単位	1日につき +6単位	
	(二)当該施設が単独施設	(177単位)				ロ 児童指導員等の場合 +5単位		
⑭定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(171単位)	+5単位	+4単位	+5単位 +5単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +6単位	1日につき +6単位	
	(二)当該施設が単独施設	(171単位)				ロ 児童指導員等の場合 +4単位		
⑮定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(164単位)	+4単位	+3単位	+4単位 +5単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +5単位	1日につき +5単位	
	(二)当該施設が単独施設	(164単位)				ロ 児童指導員等の場合 +4単位		
ニ ちうあ児の場合	①定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	+95単位	+33単位	+45単位 +46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +48単位	1日につき +51単位	
		(二)当該施設が単独施設	(310単位)			ロ 児童指導員等の場合 +38単位		
②定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(293単位)	+47単位	+33単位	+45単位 +46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +48単位	1日につき +51単位	
	(二)当該施設が単独施設	(310単位)	+16単位			ロ 児童指導員等の場合 +38単位		
③定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(293単位)	+47単位	+33単位	+45単位 +46単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +48単位	1日につき +51単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(595単位)						ロ 児童指導員等の場合 +38単位
	(三)当該施設が単独施設	(310単位)						+16単位
④定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(219単位)	+31単位	+16単位	+22単位 +31単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位	1日につき +34単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(425単位)						ロ 児童指導員等の場合 +24単位
	(三)当該施設が単独施設	(282単位)						+16単位
⑤定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(204単位)	+23単位	+16単位	+22単位 +31単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位	1日につき +25単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(359単位)						ロ 児童指導員等の場合 +24単位
	(三)当該施設が単独施設	(282単位)						+16単位
⑥定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(181単位)	+19単位	+11単位	+15単位 +19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位	1日につき +20単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(304単位)						ロ 児童指導員等の場合 +14単位
	(三)当該施設が単独施設	(273単位)						+16単位
⑦定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(172単位)	+16単位	+11単位	+15単位 +18単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位	1日につき +17単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(273単位)						ロ 児童指導員等の場合 +14単位
	(三)当該施設が単独施設	(273単位)						+16単位
⑧定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(241単位)	+12単位	+8単位	+12単位 +13単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +14単位	1日につき +14単位	
	(二)当該施設が単独施設	(241単位)				ロ 児童指導員等の場合 +10単位		

ホ 重度障害児支援加算(V)
1日につき +46単位
ヘ 重度障害児支援加算(VI)
1日につき +55単位
*別に定める要件に合致する場合 +4単位

市 該体不 自由児の 場合	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (224単位)	+12単位	+8単位	+12単位 +13単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +14単位	1日につき +13単位
		(二)当該施設が単独施設 (224単位)				ロ 児童指導 員等の場合 +10単位	
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (197単位)	+9単位	+6単位	+9単位 +10単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +11単位	1日につき +10単位
		(二)当該施設が単独施設 (197単位)				ロ 児童指導 員等の場合 +8単位	
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (189単位)	+8単位	+5単位	+8単位 +8単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +9単位	1日につき +8単位
		(二)当該施設が単独施設 (189単位)				ロ 児童指導 員等の場合 +6単位	
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (183単位)	+7単位	+5単位	+7単位 +7単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +7単位	1日につき +7単位
		(二)当該施設が単独施設 (183単位)				ロ 児童指導 員等の場合 +5単位	
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (176単位)	+6単位	+4単位	+6単位 +6単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +6単位	1日につき +6単位
		(二)当該施設が単独施設 (176単位)				ロ 児童指導 員等の場合 +5単位	
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (170単位)	+5単位	+4単位	+5単位 +5単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +6単位	1日につき +6単位
		(二)当該施設が単独施設 (170単位)				ロ 児童指導 員等の場合 +4単位	
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (164単位)	+4単位	+3単位	+4単位 +5単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +5単位	1日につき +5単位
		(二)当該施設が単独施設 (164単位)				ロ 児童指導 員等の場合 +4単位	
	市 該体不 自由児の 場合	(1)定員50人以下 (242単位)	ト 重度障害 児支援加算 (VI) 1日につき +63単位	+6単位	+9単位	イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +10単位	1日につき +10単位
(2)定員51人以上60人以下 (237単位)		ロ 児童指導 員等の場合 +7単位					
(3)定員61人以上70人以下 (232単位)		イ 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +9単位				1日につき +8単位	
(4)定員71人以上 (227単位)		ロ 児童指導 員等の場合 +4単位					
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。							
入院・外泊 時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下 (102単位)	×95/1,000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定			
		(2)定員61人以上90人以下 (92単位)					
		(3)定員91人以上 (81単位)					
ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下 (61単位)						
		(2)定員61人以上90人以下 (55単位)					
		(3)定員91人以上 (48単位)					
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき360日を限度として 1日につき108単位を加算)						
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき360日を限度として 1日につき143単位を加算)						
入院時特別 支援加算 (月1回を限 度)	イ 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき180単位を加算)						
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき359単位を加算)						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき3単位を加算)						
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき2単位を加算)						
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき1単位を加算)						
地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、160単位を加算)						
栄養士配置 加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき9単位を加算)					
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき7単位を加算)					
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき6単位を加算)					
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき5単位を加算)					
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき4単位を加算)					
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき4単位を加算)					
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき4単位を加算)					
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき3単位を加算)					
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき3単位を加算)					
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき3単位を加算)					
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき2単位を加算)					
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき2単位を加算)					
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき2単位を加算)					
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき2単位を加算)					
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき2単位を加算)					
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき2単位を加算)					
		(17)定員191人以上 (1日につき2単位を加算)					

<input type="checkbox"/> 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき5単位を加算)	
	(2)定員41人以上50人以下 (1日につき4単位を加算)	
	(3)定員51人以上60人以下 (1日につき3単位を加算)	
	(4)定員61人以上70人以下 (1日につき3単位を加算)	
	(5)定員71人以上80人以下 (1日につき2単位を加算)	
	(6)定員81人以上90人以下 (1日につき2単位を加算)	
	(7)定員91人以上100人以下 (1日につき2単位を加算)	
	(8)定員101人以上110人以下 (1日につき2単位を加算)	
	(9)定員111人以上120人以下 (1日につき2単位を加算)	
	(10)定員121人以上130人以下 (1日につき1単位を加算)	
	(11)定員131人以上140人以下 (1日につき1単位を加算)	
	(12)定員141人以上150人以下 (1日につき1単位を加算)	
	(13)定員151人以上160人以下 (1日につき1単位を加算)	
	(14)定員161人以上170人以下 (1日につき1単位を加算)	
	(15)定員171人以上180人以下 (1日につき1単位を加算)	
	(16)定員181人以上190人以下 (1日につき1単位を加算)	
	(17)定員191人以上 (1日につき1単位を加算)	
栄養マネジメント加算 (1日につき11単位を加算)		
小規模グループケア加算 (1日につき77単位を加算)		注 サテライト型として実施する場合 +99単位
福祉・介護職員処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/> Ⅰ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×99/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	<input type="checkbox"/> Ⅱ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×72/1,000)	
	<input type="checkbox"/> Ⅲ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×40/1,000)	
	<input type="checkbox"/> Ⅳ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +Ⅰの90/100)	
	<input type="checkbox"/> Ⅴ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +Ⅰの80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×8/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<input checked="" type="checkbox"/> Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×43/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	<input type="checkbox"/> Ⅱ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×39/1,000)	

○機能訓練サービス費

基本部分		注	注				注	注		
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算	特別地域加算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (815単位) (2) 定員21人以上40人以下 (728単位) (3) 定員41人以上60人以下 (692単位) (4) 定員61人以上80人以下 (664単位) (5) 定員81人以上 (626単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算		
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (255単位) (2) 1時間以上 (584単位) (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (750単位)									
ハ 共生型機能訓練サービス費	(717単位)	×965/1,000	×70/100							
ニ 基準該当機能訓練サービス費	(717単位)									
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1.001/1.000に相当する単位数を算定する。										
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)									
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)									
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)									
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)									
リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算) ロ リハビリテーション加算(Ⅱ) (1日につき20単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)									
食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)									
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)				注 同一敷地内の場合 ×70/100単位					
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)				注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位					
社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)									
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 (1日につき57単位を加算) ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき25単位を加算) ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき14単位を加算) ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき10単位を加算) ホ 定員81人以上 (1日につき7単位を加算)				注1 前年度において、自立訓練(機能訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×67/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×49/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×27/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)				注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1,000)				注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×36/1,000)				注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計					

○生活訓練サービス費

基本部分	
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (748単位) (2) 定員21人以上40人以下 (668単位) (3) 定員41人以上60人以下 (635単位) (4) 定員61人以上80人以下 (610単位) (5) 定員81人以上 (573単位)
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (255単位) (2) 1時間以上 (584単位) (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (750単位)
ホ 共生型生活訓練サービス費	(665単位)
ヘ 基準該当生活訓練サービス費	(665単位)

注	注	注	注
地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合は 生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合は	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合は 標準利用期間超過減算 身体拘束廃止未実施減算	サービス管理責任者配置等加算 特別地域加算
×965/1,000	×70/100 減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100 利用者全員について、1日につき5単位を減算
×965/1,000	×70/100		1日につき58単位を加算

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)
-------------	--

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
------------------	----------------

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
------	---------------------------------

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
-----------------	----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)
----------	--

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合

個別計画訓練支援加算	(1日につき19単位を加算)
------------	----------------

短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算) ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)
--------	--

精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)
---------------	--

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算) ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき30単位を加算)
----------	--

看護職員配置加算(Ⅰ)	(1日につき18単位を加算)
-------------	----------------

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)
------	--

注 同一敷地内の場合 ×70/100単位

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)
-------------------	--

注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)
------------	-----------------

就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 (1日につき54単位を加算) ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき24単位を加算) ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき13単位を加算) ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき9単位を加算) ホ 定員81人以上 (1日につき7単位を加算)
------------	---

注1 前年度において、自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労し、6月以上就業継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算
注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×67/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×49/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×27/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの80/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)
---------------	---

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
注3 ニ、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1,000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×36/1,000)
------------------	--

注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○宿泊型自立訓練サービス費

基本部分	
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合 (271単位) (2) 利用期間が2年を超える場合 (164単位)
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合 (271単位) (2) 利用期間が3年を超える場合 (164単位)
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。	
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)
地域移行支援体制強化加算	(1日につき55単位を加算)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)
日中支援加算	(1日につき270単位を加算)
通勤者生活支援加算	(1日につき18単位を加算)
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1回につき1,122単位を加算)
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき374単位を加算)
長期入院時支援特別加算	(1日につき76単位を加算)
長期帰宅時支援加算	(1日につき25単位を加算)
地域移行加算	(利用中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)
精神障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)
強度行動障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)
食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき48単位を加算)
夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ) (1)夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき448単位を加算) (2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき269単位を加算) (3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき168単位を加算) (4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき122単位を加算) (5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき96単位を加算) (6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき79単位を加算) (7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき67単位を加算) (8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき58単位を加算) (9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき52単位を加算) (10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき46単位を加算) ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ) (1)夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき149単位を加算) (2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき90単位を加算) (3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき56単位を加算) (4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき41単位を加算) (5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき32単位を加算) (6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき26単位を加算) (7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき22単位を加算) (8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき19単位を加算) (9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき17単位を加算) (10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき15単位を加算) ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ) (1日につき10単位を加算)

注				
利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算
×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合

看護職員配置加算(Ⅱ)		(1日につき13単位を加算)
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×67/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×49/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×27/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位×8/1,000)
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×40/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×36/1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○就労移行支援サービス費

基本部分		注	注	注	注	注					
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算 身体拘束廃止未実施減算					
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1128単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×95/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(959単位)								
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(820単位)								
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(690単位)								
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(557単位)								
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(507単位)								
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(466単位)								
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1035単位)								
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(863単位)								
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(725単位)								
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(631単位)								
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(506単位)								
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(448単位)								
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(414単位)								
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1003単位)								
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(838単位)								
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(693単位)								
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(596単位)								
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(497単位)								
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(428単位)								
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(395単位)								
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(948単位)								
		(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(797単位)								
		(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(646単位)								
		(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(544単位)								
		(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(476単位)								
		(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(400単位)								
		(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(369単位)								
(5) 定員81人以上	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(915単位)									
	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(760単位)									
	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(607単位)									
	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(498単位)									
	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(460単位)									
	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(374単位)									
	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(346単位)									
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。											
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)									
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)									
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)									
就労支援関係研修加算		(1日につき6単位を加算)									
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)									
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)									
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)									
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)									
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき94単位を加算)									
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)								注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)								注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)								注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人	(1日につき800単位を加算)								注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
		(2) 利用者が2人	(1日につき500単位を加算)								
		(3) 利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)								
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)										
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)										
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)									
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき115単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)									
食事提供体制加算		(1日につき30単位を加算)									
移行準備支援体制加算		(1日につき41単位を加算)									
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)								注 同一敷地内の場合 ×70/100	
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)									
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)								注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位	
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)									
通勤訓練加算		(1日につき800単位を加算)									
在宅時生活支援サービス加算		(1日につき300単位を加算)									
社会生活支援特別加算		(1日につき480単位を加算)									

支援計画会議実施加算
(1回につき583単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×64/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×47/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×26/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 十所定単位×9/1,000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×17/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×15/1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○就労移行支援(養成)サービス費

基本部分		注		注		注			
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は	職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準を満たさない場合 又は	サービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合 又は	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算	
<p>□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)</p> <p>(1) 定員20人以下</p> <p>(2) 定員21人以上40人以下</p> <p>(3) 定員41人以上60人以下</p> <p>(4) 定員61人以上80人以下</p> <p>(5) 定員81人以上</p>	<p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (736単位)</p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (625単位)</p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (535単位)</p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (450単位)</p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (363単位)</p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (330単位)</p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (305単位)</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (679単位)</p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (568単位)</p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (477単位)</p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (415単位)</p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (333単位)</p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (295単位)</p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (273単位)</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (645単位)</p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (541単位)</p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (446単位)</p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (384単位)</p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (320単位)</p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (277単位)</p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (254単位)</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (638単位)</p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (535単位)</p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (435単位)</p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (366単位)</p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (320単位)</p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (289単位)</p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (248単位)</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (633単位)</p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (526単位)</p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (421単位)</p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (345単位)</p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (319単位)</p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (269単位)</p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (240単位)</p>	<p>×965/1,000</p> <p>×70/100</p> <p>減算が適用される月から2月目まで ×70/100</p> <p>3月以上連続して減算の場合 ×50/100</p> <p>減算が適用される月から4月目まで ×70/100</p> <p>5月以上連続して減算の場合 ×50/100</p> <p>減算が適用される月から2月目まで ×70/100</p> <p>3月以上連続して減算の場合 ×50/100</p>	<p>×95/100</p> <p>利用者全員について、1日につき5単位を減算</p>						
<p>※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。</p>									
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)								
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)								
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)								
就労支援関係研修修了加算	(1日につき6単位を加算)								
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)								
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)								
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)								
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)								
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)								
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算)	<p>注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合</p> <p>注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合</p> <p>注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合</p> <p>注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合</p>							
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算)								
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算)								
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき600単位を加算)								
	(2)利用者2人 (1日につき500単位を加算)								
	(3)利用者3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)								
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき300単位を加算)								
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)								
食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)								
移行準備支援体制加算	(1日につき41単位を加算)								
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100							
	ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)								
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位							
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)								
通動訓練加算	(1日につき800単位を加算)								
在宅時生活支援サービス加算	(1日につき300単位を加算)								
社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)								
支援計画会議実施加算	(1回につき583単位を加算)								
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×64/1,000)	<p>注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可</p> <p>注3 二、市について、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能</p>							
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×47/1,000)								
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×26/1,000)								
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)								
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)								
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位数×9/1,000)								
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×17/1,000)	<p>注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計</p>							
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×15/1,000)								

○就労継続支援A型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 職業指導員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合	自己評価未公表減算	身体拘束廃止未実施減算
イ 就労継続支援A型サービス費 (I) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (724単位)	×965/1,000	×70/100			
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (692単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (676単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (655単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (527単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (413単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (319単位)					
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (643単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (615単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (601単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (583単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (468単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (367単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (282単位)					
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (605単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (578単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (565単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (547単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (439単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (344単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (265単位)					
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (593単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (568単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (555単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (536単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (432単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (338単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (260単位)					
	(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (574単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (547単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (534単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (518単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (416単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (327単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (252単位)					
ロ 就労継続支援A型サービス費 (II) (10:1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (660単位)	×70/100	3月以上連続して減算する場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×85/100
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (630単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (616単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (597単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (480単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (376単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (290単位)					
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (588単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (563単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (549単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (532単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (426単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (335単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (258単位)					
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (546単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (522単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (510単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (494単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (397単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (312単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (240単位)					
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (535単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (511単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (499単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (484単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (388単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (305単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (235単位)					
	(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (516単位)					
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (493単位)					
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (482単位)					
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (467単位)					
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (375単位)					
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (295単位)					
		(七) 評価点が60点未満の場合 (226単位)					

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I) (1日につき15単位を加算)	ロ 福祉専門職員配置等加算(II) (1日につき10単位を加算)	ハ 福祉専門職員配置等加算(III) (1日につき6単位を加算)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)		
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) 障害者福祉会・福祉施設等/利用者が100分の50)	(1) 定員20人以下 (1日につき56単位を加算)	
		(2) 定員21人以上40人以下 (1日につき50単位を加算)	
		(3) 定員41人以上60人以下 (1日につき47単位を加算)	
		(4) 定員61人以上80人以下 (1日につき46単位を加算)	
		(5) 定員81人以上 (1日につき45単位を加算)	
	ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) 障害者福祉会・福祉施設等/利用者が100分の25)	(1) 定員20人以下 (1日につき28単位を加算)	
		(2) 定員21人以上40人以下 (1日につき25単位を加算)	
		(3) 定員41人以上60人以下 (1日につき24単位を加算)	
		(4) 定員61人以上80人以下 (1日につき23単位を加算)	
		(5) 定員81人以上 (1日につき22単位を加算)	

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
------	---------------------------------

訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	(2)1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
-----------------	----------------

就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき93単位を加算)
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき87単位を加算)	
		(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき49単位を加算)
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき45単位を加算)	
		(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき35単位を加算)
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき32単位を加算)	
		(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき27単位を加算)
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき25単位を加算)	
		(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき22単位を加算)
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき20単位を加算)	
	ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき90単位を加算)
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき84単位を加算)	
		(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき48単位を加算)
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき44単位を加算)	
		(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき34単位を加算)
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき31単位を加算)	
		(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき27単位を加算)
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき25単位を加算)	
		(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき21単位を加算)
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき19単位を加算)	

注1 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への就職は除く

就労移行連携加算	(1回につき1,000単位を加算)
----------	-------------------

資金向上達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	(1日につき70単位を加算)
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき43単位を加算)
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき26単位を加算)
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき19単位を加算)
	ホ 定員81人以上	(1日につき15単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者1人	(1日につき800単位を加算)
		(2)利用者2人	(1日につき500単位を加算)
		(3)利用者3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)		
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)		

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合

注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)	
食事提供体制加算		(1日につき30単位を加算)	
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
在宅時生活支援サービス加算		(1日につき300単位を加算)	
社会生活支援特別加算		(1日につき480単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×57/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×41/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×23/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位×7/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×17/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×15/1,000)	

○就労継続支援B型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 職業指導員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算
イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) (7.5-1)	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (702単位)	× 965/1,000	× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100	3月以上連続して減算の場合 × 50/100
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (672単位)				
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (657単位)				
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (643単位)				
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (631単位)				
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (611単位)				
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (590単位)				
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (566単位)				
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (625単位)				
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (598単位)				
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (584単位)				
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (572単位)				
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (551単位)				
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (541単位)				
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (525単位)				
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (504単位)				
	(3) 定員41人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (586単位)				
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (562単位)				
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (549単位)				
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (537単位)				
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (518単位)				
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (508単位)				
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (493単位)				
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (473単位)				
	(4) 定員81人以上140人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (576単位)				
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (552単位)				
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (539単位)				
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (527単位)				
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (508単位)				
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (498単位)				
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (484単位)				
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (464単位)				
	(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (557単位)				
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (533単位)				
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (521単位)				
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (510単位)				
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (491単位)				
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (482単位)				
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (468単位)				
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (448単位)				
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) (10-1)	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (640単位)	× 70/100	3月以上連続して減算の場合 × 50/100	減算が適用される月から4月目まで × 70/100	3月以上連続して減算の場合 × 50/100
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (612単位)				
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (599単位)				
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (586単位)				
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (565単位)				
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (554単位)				
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (538単位)				
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (516単位)				
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (571単位)				
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (547単位)				
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (534単位)				
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (523単位)				
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (504単位)				
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (494単位)				
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (480単位)				
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (461単位)				
	(3) 定員41人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (529単位)				
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (507単位)				
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (495単位)				
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (485単位)				
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (467単位)				
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (458単位)				
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (445単位)				
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (427単位)				
	(4) 定員81人以上140人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (519単位)				
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (497単位)				
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (485単位)				
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (475単位)				
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (458単位)				
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (449単位)				
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (436単位)				
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (418単位)				
	(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 (501単位)				
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合 (480単位)				
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合 (468単位)				
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 (459単位)				
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 (442単位)				
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合 (434単位)				
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合 (421単位)				
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合 (404単位)				
ハ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ) (7.5-1)	(1) 定員20人以下 (556単位)					
	(2) 定員21人以上40人以下 (494単位)					
	(3) 定員41人以上80人以下 (463単位)					
	(4) 定員81人以上140人以下 (454単位)					
	(5) 定員81人以上 (438単位)					
ニ 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ) (10-1)	(1) 定員20人以下 (506単位)					
	(2) 定員21人以上40人以下 (451単位)					
	(3) 定員41人以上80人以下 (417単位)					
	(4) 定員81人以上140人以下 (408単位)					
	(5) 定員81人以上 (394単位)					
ホ 基準該当就労継続支援B型サービス費	(-)					

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)	
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)	
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			
(1日につき41単位を加算)			
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) 障害者割合(療養科等・同科等) が100分の50)	(1) 定員20人以下	(1日につき56単位を加算)
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき50単位を加算)
		(3) 定員41人以上60人以下	(1日につき47単位を加算)
		(4) 定員61人以上80人以下	(1日につき46単位を加算)
		(5) 定員81人以上	(1日につき45単位を加算)
	ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) 障害者割合(療養科等・同科等) が100分の25)	(1) 定員20人以下	(1日につき28単位を加算)
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき25単位を加算)
		(3) 定員41人以上60人以下	(1日につき24単位を加算)
		(4) 定員61人以上80人以下	(1日につき23単位を加算)
		(5) 定員81人以上	(1日につき22単位を加算)
初期加算			
(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)			
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1) 1時間未満	(1回につき187単位を加算)	
	(2) 1時間以上	(1回につき280単位を加算)	
欠席時対応加算(月4回を限度)			
(1回につき94単位を加算)			

就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき93単位を加算)
			(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき86単位を加算)
			(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき79単位を加算)
			(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき72単位を加算)
			(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき65単位を加算)
			(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき58単位を加算)
			(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき51単位を加算)
			(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき48単位を加算)
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき49単位を加算)	
		(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき44単位を加算)	
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき40単位を加算)	
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき36単位を加算)	
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき32単位を加算)	
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき28単位を加算)	
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき23単位を加算)	
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき22単位を加算)	
(3) 定員41人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき35単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき31単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき28単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき24単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき18単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき14単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき27単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき24単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき18単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき10単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき9単位を加算)		
(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき22単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき20単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき17単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき15単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき11単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき8単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき7単位を加算)		
ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき90単位を加算)	
		(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき83単位を加算)	
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき76単位を加算)	
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき69単位を加算)	
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき62単位を加算)	
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき55単位を加算)	
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき48単位を加算)	
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき45単位を加算)	
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき48単位を加算)	
		(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき43単位を加算)	
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき39単位を加算)	
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき35単位を加算)	
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき31単位を加算)	
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき27単位を加算)	
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき22単位を加算)	
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき21単位を加算)	
(3) 定員41人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき34単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき30単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき27単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき23単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき20単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき17単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき12単位を加算)		
(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき27単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき24単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき18単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき10単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき9単位を加算)		
(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき19単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき14単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき12単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき10単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき7単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき6単位を加算)		

注1 イ又はロについて、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、平均工賃月額に応じた所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注2 ハ又はニについて、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注3 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く

ハ 就労移行支援体制加算(Ⅲ) (7.5.1)	(1)定員20人以下	(1日につき42単位を加算)		
	(2)定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)		
	(3)定員41人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)		
	(4)定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)		
	(5)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)		
	ニ 就労移行支援体制加算(Ⅳ) (10.1)	(1)定員20人以下		(1日につき39単位を加算)
		(2)定員21人以上40人以下		(1日につき17単位を加算)
		(3)定員41人以上60人以下		(1日につき9単位を加算)
		(4)定員61人以上80人以下		(1日につき7単位を加算)
		(5)定員81人以上		(1日につき5単位を加算)
就労移行連携加算			(1回につき1,000単位を加算)	
目標工賃達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	(1日につき89単位を加算)		
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき80単位を加算)		
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき75単位を加算)		
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき74単位を加算)		
	ホ 定員81人以上	(1日につき72単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)		
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)		
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人		(1日につき800単位を加算)
		(2)利用者が2人		(1日につき500単位を加算)
		(3)利用者が3人以上8人以下		(1日につき400単位を加算)
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)			
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)	
食事提供体制加算			(1日につき30単位を加算)	
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100	
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)		
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位	
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)		
在宅時生活支援サービス加算			(1日につき300単位を加算)	
社会生活支援特別加算			(1日につき480単位を加算)	
地域協働加算			(1日につき30単位を加算)	
ピアサポート実施加算			(1月につき100単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×54/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×40/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×22/1,000)		
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十八の90/100)		
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十八の80/100)		
福祉・介護職員処遇改善特別加算			(1月につき 所定単位×7/1,000)	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×17/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×15/1,000)		

○就労定着支援サービス費

基本部分	
イ 利用者数20人以下	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき3,449単位)
	(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき3,285単位)
	(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,710単位)
	(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき2,176単位)
	(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,642単位)
	(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,395単位)
	(7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき1,046単位)
ロ 利用者数21人以上40人以下	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき2,759単位)
	(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき2,628単位)
	(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,168単位)
	(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき1,741単位)
	(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,314単位)
	(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,117単位)
	(7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき837単位)
ハ 利用者数41人以上	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき2,587単位)
	(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき2,463単位)
	(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,032単位)
	(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき1,632単位)
	(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,232単位)
	(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,047単位)
	(7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき785単位)
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。	
定着支援連携促進加算 (1回につき579単位を加算)	
初期加算 (1月につき900単位を加算)	
就労定着実績体制加算 (1月につき300単位を加算)	
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 (1月につき120単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1月につき150単位を加算)	

注			
就労定着支援員の員数が基準に満たない場合	又は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労定着支援計画が作成されていない場合	特別地域加算
減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	+240単位
3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	

○自立生活援助サービス費

基本部分			注			注
			サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立生活援助計画が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	特別地域加算
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満	(1月につき1,558単位)	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×95/100	+230単位
	(2) 30:1以上	(1月につき1,090単位)				
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満	(1月につき1,166単位)	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100		
	(2) 30:1以上	(1月につき817単位)				
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1月につき450単位を加算)				
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1月につき300単位を加算)				
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1月につき180単位を加算)				
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)				
初回加算		(1月につき500単位を加算)				
同行支援加算	イ 2回以下	(1月につき500単位を加算)				
	ロ 3回	(1月につき750単位を加算)				
	ハ 4回以上	(1月につき1,000単位を加算)				
緊急時支援加算	イ 緊急時支援加算(Ⅰ)	(1日につき711単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位			
	ロ 緊急時支援加算(Ⅱ)	(1日につき94単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)				
日常生活支援情報提供加算(月1回を限度)		(1回につき100単位を加算)				
居住支援連携体制加算		(1月につき35単位を加算)				
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)		(1回につき500単位を加算)				

○共同生活援助サービス費

基本部分		注		注			注																											
		大規模住居等減算 入居以上	世話人又は生活支援員の負数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の負数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	委託先である指定居宅介護事業者により委託居宅介護サービスが行われる場合																											
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	(667単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×95/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																											
	(2) 区分5	(552単位)																																
	(3) 区分4	(471単位)																																
	(4) 区分3	(381単位)																																
	(5) 区分2	(292単位)																																
	(6) 区分1以下	(243単位)																																
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	(616単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×95/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																											
	(2) 区分5	(500単位)																																
	(3) 区分4	(421単位)																																
	(4) 区分3	(331単位)																																
	(5) 区分2	(243単位)																																
	(6) 区分1以下	(198単位)																																
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	(583単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×95/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																											
	(2) 区分5	(467単位)																																
	(3) 区分4	(387単位)																																
	(4) 区分3	(298単位)																																
	(5) 区分2	(209単位)																																
	(6) 区分1以下	(170単位)																																
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	(697単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×95/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																											
	(2) 区分5	(582単位)																																
	(3) 区分4	(501単位)																																
	(4) 区分3	(411単位)																																
	(5) 区分2	(322単位)																																
	(6) 区分1以下	(272単位)																																
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(444単位)	入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																										
		(二) 区分5	(398単位)																															
		(三) 区分4	(364単位)																															
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(393単位)						入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																					
		(二) 区分5	(346単位)																															
		(三) 区分4	(314単位)																															
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	(359単位)											入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																
		(二) 区分5	(313単位)																															
		(三) 区分4	(281単位)																															
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (3:1)	(1) 区分6	(1,105単位)	入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																											
	(2) 区分5	(989単位)																																
	(3) 区分4	(907単位)																																
	(4) 区分3	(650単位)																																
	ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (4:1)	(1) 区分6						(1,021単位)	入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																					
		(2) 区分5						(904単位)																										
		(3) 区分4						(822単位)																										
		(4) 区分3						(574単位)																										
	ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (5:1)	(1) 区分6						(969単位)						入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																
		(2) 区分5						(852単位)																										
		(3) 区分4						(770単位)																										
		(4) 区分3						(528単位)																										
	ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6						(1,135単位)											入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算											
		(2) 区分5						(1,019単位)																										
		(3) 区分4						(937単位)																										
		(4) 区分3						(677単位)																										
	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1) 世話人配置3:1の場合						(一) 区分6																(910単位)	入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算					
								(二) 区分5																(793単位)										
								(三) 区分4																(712単位)										
								(四) 区分3																(563単位)										
								(五) 区分2																(414単位)										
								(六) 区分1以下																(360単位)										
		(2) 世話人配置4:1の場合						(一) 区分6																(826単位)						入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
								(二) 区分5																(709単位)										
(三) 区分4			(627単位)																															
(四) 区分3			(486単位)																															
(五) 区分2			(337単位)																															
(六) 区分1以下			(292単位)																															
(3) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(774単位)	入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																											
	(二) 区分5	(657単位)																																
	(三) 区分4	(575単位)																																
	(四) 区分3	(440単位)																																
	(五) 区分2	(292単位)																																
	(六) 区分1以下	(252単位)																																
(4) 体験利用の場合	(一) 区分6	(940単位)						入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																						
	(二) 区分5	(824単位)																																
	(三) 区分4	(742単位)																																
	(四) 区分3	(590単位)																																
	(五) 区分2	(441単位)																																
	(六) 区分1以下	(387単位)																																

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

日中サービス支援型共同生活援助計画が作成されていない場合

ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	(698単位)
			(二) 区分5	(651単位)
			(三) 区分4	(617単位)
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(612単位)
			(二) 区分5	(566単位)
			(三) 区分4	(533単位)
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(561単位)
			(二) 区分5	(515単位)
			(三) 区分4	(482単位)
		(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	(605単位)
			(二) 区分5	(558単位)
			(三) 区分4	(525単位)
(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(520単位)		
	(二) 区分5	(474単位)		
	(三) 区分4	(440単位)		
(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(469単位)		
	(二) 区分5	(422単位)		
	(三) 区分4	(389単位)		

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1.001/1.000に相当する単位数を算定する。

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1)	(4:1)	(243単位)
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	(5:1)	(198単位)
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	(6:1)	(170単位)
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	(10:1)	(114単位)
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	(体験利用)	(272単位)

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1.001/1.000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(1)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(II)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	(1日につき4単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)

看護職員配置加算 (1日につき70単位を加算)

夜間支援等体制加算	(1)夜間支援対象利用者2人以下	一 区分4以上	(1日につき672単位を加算)
		二 区分3	(1日につき560単位を加算)
		三 区分2以下	(1日につき448単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者3人	一 区分4以上	(1日につき448単位を加算)
		二 区分3	(1日につき373単位を加算)
		三 区分2以下	(1日につき299単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者4人	一 区分4以上	(1日につき336単位を加算)
		二 区分3	(1日につき280単位を加算)
		三 区分2以下	(1日につき224単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者5人	一 区分4以上	(1日につき269単位を加算)
		二 区分3	(1日につき224単位を加算)
		三 区分2以下	(1日につき179単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者6人	一 区分4以上	(1日につき224単位を加算)
		二 区分3	(1日につき187単位を加算)
		三 区分2以下	(1日につき149単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者7人	一 区分4以上	(1日につき192単位を加算)
		二 区分3	(1日につき160単位を加算)
三 区分2以下		(1日につき128単位を加算)	
(7)夜間支援対象利用者8人	一 区分4以上	(1日につき168単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき140単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき112単位を加算)	
(8)夜間支援対象利用者9人	一 区分4以上	(1日につき149単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき124単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき99単位を加算)	
(9)夜間支援対象利用者10人	一 区分4以上	(1日につき135単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき113単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき90単位を加算)	
(10)夜間支援対象利用者11人	一 区分4以上	(1日につき122単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき102単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき81単位を加算)	
(11)夜間支援対象利用者12人	一 区分4以上	(1日につき112単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき93単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき75単位を加算)	
(12)夜間支援対象利用者13人	一 区分4以上	(1日につき103単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき86単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき69単位を加算)	
(13)夜間支援対象利用者14人	一 区分4以上	(1日につき96単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき80単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき64単位を加算)	
(14)夜間支援対象利用者15人	一 区分4以上	(1日につき90単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき75単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき60単位を加算)	
(15)夜間支援対象利用者16人	一 区分4以上	(1日につき84単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき70単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき56単位を加算)	
(16)夜間支援対象利用者17人	一 区分4以上	(1日につき79単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき66単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき53単位を加算)	
(17)夜間支援対象利用者18人	一 区分4以上	(1日につき75単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき63単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき50単位を加算)	

世話人の員数が基準に満たない場合				
外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合				

入居定員が8人以上 ×90/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
入居定員が21人以上 ×87/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	

・受託居宅介護サービス費
 イ 所要時間15分未満の場合 96単位
 ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 193単位
 ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単位
 ニ 所要時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに87単位を加算した単位数
 ニ 所要時間1時間30分以上の場合 561単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数

(18)夜間支援対象利用者19人	一区分4以上	(1日につき71単位を加算)
	二区分3	(1日につき59単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき47単位を加算)
(19)夜間支援対象利用者20人	一区分4以上	(1日につき67単位を加算)
	二区分3	(1日につき56単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき45単位を加算)
(20)夜間支援対象利用者21人	一区分4以上	(1日につき64単位を加算)
	二区分3	(1日につき53単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき43単位を加算)
(21)夜間支援対象利用者22人	一区分4以上	(1日につき61単位を加算)
	二区分3	(1日につき51単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき41単位を加算)
(22)夜間支援対象利用者23人	一区分4以上	(1日につき58単位を加算)
	二区分3	(1日につき48単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき39単位を加算)
(23)夜間支援対象利用者24人	一区分4以上	(1日につき56単位を加算)
	二区分3	(1日につき47単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき37単位を加算)
(24)夜間支援対象利用者25人	一区分4以上	(1日につき54単位を加算)
	二区分3	(1日につき45単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき36単位を加算)
(25)夜間支援対象利用者26人	一区分4以上	(1日につき51単位を加算)
	二区分3	(1日につき43単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき34単位を加算)
(26)夜間支援対象利用者27人	一区分4以上	(1日につき50単位を加算)
	二区分3	(1日につき42単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき33単位を加算)
(27)夜間支援対象利用者28人	一区分4以上	(1日につき48単位を加算)
	二区分3	(1日につき40単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき32単位を加算)
(28)夜間支援対象利用者29人	一区分4以上	(1日につき46単位を加算)
	二区分3	(1日につき38単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき31単位を加算)
(29)夜間支援対象利用者30人	一区分4以上	(1日につき45単位を加算)
	二区分3	(1日につき38単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき30単位を加算)
ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	(1日につき112単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者5人	(1日につき90単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者6人	(1日につき75単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者7人	(1日につき64単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者8人	(1日につき56単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者9人	(1日につき50単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者10人	(1日につき45単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者11人	(1日につき40単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者12人	(1日につき37単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者13人	(1日につき34単位を加算)
	(11)夜間支援対象利用者14人	(1日につき32単位を加算)
	(12)夜間支援対象利用者15人	(1日につき30単位を加算)
	(13)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
	(14)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
	(15)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
	(16)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
	(17)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
	(18)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
	(19)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
	(20)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
	(21)夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)
	(22)夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
	(23)夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)
	(24)夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)
	(25)夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)
	(26)夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)
	(27)夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)
ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算)	
ニ 夜間支援等体制加算(Ⅳ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき60単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき56単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき53単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき50単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき47単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき45単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき43単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき41単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき39単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき37単位を加算)
ホ 夜間支援等体制加算(Ⅴ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき30単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)

注 夜間支援等体制加算(Ⅰ)が算定されている場合にのみ算定可能

ハ 夜間支援等体制加算 (VI)	(11) 夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
	(12) 夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)
	(13) 夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)
	(14) 夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)
	(15) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)
	(16) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)
	(1) 夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき30単位を加算)
	(2) 夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
	(3) 夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
	(4) 夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
	(5) 夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
	(6) 夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
	(7) 夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
	(8) 夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
	(9) 夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
	(10) 夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)
	(11) 夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
(12) 夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)	
(13) 夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)	
(14) 夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)	
(15) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)	
(16) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)	

夜勤職員加配加算 (1日につき149単位を加算)

重度障害者支援加算
 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき360単位を加算)
 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき180単位を加算)

医療的ケア対応支援加算 (1日につき120単位を加算)

日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ)	(1) 日中支援対象利用者1人	(1日につき539単位を加算)	
		(2) 日中支援対象利用者2人以上	(1日につき270単位を加算)	
	ロ 日中支援加算(Ⅱ)	(1) 日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6	(1日につき539単位を加算)
			(二) 区分3以下	(1日につき270単位を加算)
		(2) 日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6	(1日につき270単位を加算)
			(二) 区分3以下	(1日につき135単位を加算)

自立生活支援加算 (入居中2回、退居後1回を限度として、500単位を加算)

入院時支援特別加算(月1回を限度)
 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき561単位を加算)
 入院期間が7日以上 (1回につき1,122単位を加算)

帰宅時支援加算(月1回を限度)
 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき187単位を加算)
 外泊期間が7日以上 (1回につき374単位を加算)

長期入院時支援特別加算
 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき122単位を加算)
 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき150単位を加算)
 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき76単位を加算)

長期帰宅時支援加算
 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40単位を加算)
 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき50単位を加算)
 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算)

地域生活移行個別支援特別加算 (1日につき670単位を加算)

精神障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)

強度行動障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)

強度行動障害者体験利用加算 (1日につき400単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人	(1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
		(2) 利用者が2人	(1日につき500単位を加算)	
		(3) 利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)		
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)			
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき39単位を加算)			

通勤者生活支援加算 (1日につき18単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 86 / 1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 86 / 1,000)	
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 150 / 1,000)	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 63 / 1,000)	
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 63 / 1,000)	
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 110 / 1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 35 / 1,000)	
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 35 / 1,000)	
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 61 / 1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 八(1)の90 / 100)	
(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合		(1月につき + 八(2)の90 / 100)		
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合		(1月につき + 八(3)の90 / 100)		
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 八(1)の80 / 100)		
	(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 八(2)の80 / 100)		
	(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 八(3)の80 / 100)		

福祉・介護職員処遇改善特別加算
 (1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき + 所定単位 × 10 / 1,000)
 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき + 所定単位 × 10 / 1,000)
 (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき + 所定単位 × 23 / 1,000)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算
 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 19 / 1,000)
 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 16 / 1,000)

○計画相談支援給付費

基本部分		注 居宅介護支援費 重複減算Ⅰ	注 居宅介護支援費 重複減算Ⅱ	注 介護予防支援費 重複減算	注 特別地域加算
イ サービス利用支援費	(1)機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) (1月につき1,864単位) (2)機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) (1月につき1,764単位) (3)機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) (1月につき1,672単位) (4)機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) (1月につき1,622単位) (5)サービス利用支援費(Ⅰ) (1月につき1,522単位) (6)サービス利用支援費(Ⅱ) (1月につき732単位)	-572単位 -572単位 -572単位 -572単位 -572単位	-881単位 -881単位 -881単位 -881単位 -881単位		+15/100
ロ 継続サービス利用支援費	(1)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) (1月につき1,613単位) (2)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) (1月につき1,513単位) (3)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) (1月につき1,410単位) (4)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) (1月につき1,360単位) (5)継続サービス利用支援費(Ⅰ) (1月につき1,260単位) (6)継続サービス利用支援費(Ⅱ) (1月につき606単位)	-623単位 -623単位 -623単位 -623単位 -623単位	-932単位 -932単位 -932単位 -932単位 -932単位	-16単位 -16単位 -16単位 -16単位 -16単位	
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)			
初回加算		(1月につき300単位を加算)		注 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画書の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定	
主任相談支援専門員配置加算		(1月につき100単位を加算)			
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき200単位を加算) ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき100単位を加算)				
退院・退所加算(3回を限度)		(1回につき200単位を加算)		注 初回加算と選択することし、併給不可	
居宅介護支援事業所等連携加算(訪問、会議参加、情報提供それぞれ月1回を限度)		(情報提供以外:1月につき300単位を加算) (情報提供:1月につき100単位を加算)		注1 基本報酬算定月は算定不可 注2 初回加算との併給不可	
医療・保育・教育機関等連携加算		(1月につき100単位を加算)		注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可	
集中支援加算(訪問、会議開催、会議参加それぞれ月1回を限度)		(1月につき300単位を加算)		注1 基本報酬算定月は算定不可 注2 会議参加については入院時情報連携加算(Ⅰ)及び退院・退所加算と選択することし、併給不可	
サービス担当者会議実施加算		(1月につき100単位を加算)			
サービス提供時モニタリング加算		(1月につき100単位を加算)			
行動障害支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
要医療児者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
精神障害者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)			
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		(1回につき700単位を加算)			
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		(1回につき2,000単位を加算)			

○障害児相談支援給付費

基本部分		注 特別地域加算
イ 障害児支援利用援助費	(1)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき2,027単位)
	(2)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき1,927単位)
	(3)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	(1月につき1,842単位)
	(4)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	(1月につき1,792単位)
	(5)障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,692単位)
	(6)障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき815単位)
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,724単位)
	(2)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき1,624単位)
	(3)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	(1月につき1,527単位)
	(4)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	(1月につき1,476単位)
	(5)継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,376単位)
	(6)継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき662単位)
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1.001/1.000に相当する単位数を算定する。		+15/100
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)
初回加算		(1月につき500単位を加算)
主任相談支援専門員配置加算		(1月につき100単位を加算)
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき200単位を加算)
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき100単位を加算)
退院・退所加算(3回を限度)		(1回につき200単位を加算)
保育・教育等移行支援加算(訪問、会議参加、情報提供それぞれで月1回を限)		(情報提供以外:1月につき300単位を加算) (情報提供:1月につき100単位を加算)
医療・保育・教育機関等連携加算		(1月につき100単位を加算)
集中支援加算(訪問、会議開催、会議参加それぞれで月1回を限度)		(1月につき300単位を加算)
サービス担当者会議実施加算		(1月につき100単位を加算)
サービス提供時モニタリング加算		(1月につき100単位を加算)
行動障害支援体制加算		(1月につき35単位を加算)
要医療児者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)
精神障害者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		(1回につき700単位を加算)
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		(1回につき2,000単位を加算)

注 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画案の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定

注 初回加算と選択することとし、併給不可

注1 基本報酬算定月は算定不可
注2 初回加算との併給不可

注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可

注1 基本報酬算定月は算定不可
注2 会議参加については入院時情報連携加算(Ⅰ)及び退院・退所加算と選択することとし、併給不可

○地域相談支援給付費(地域移行支援)

基本部分		注 特別地域加算
地域移行支援サービス費	イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ)	(1月につき3,504単位)
	ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ)	(1月につき3,062単位)
	ハ 地域移行支援サービス費(Ⅲ)	(1月につき2,349単位)
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。		+15/100
初回加算		(1月につき500単位を加算)
集中支援加算		(1月につき500単位を加算)
退院・退所月加算		(1月につき2,700単位を加算)
障害福祉サービスの体験利用加算	イ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
体験宿泊加算	イ 体験宿泊加算(Ⅰ)	(1日につき300単位を加算)
	ロ 体験宿泊加算(Ⅱ)	(1日につき700単位を加算)
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)
居住支援連携体制加算		(1月につき35単位を加算)
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)		(1回につき500単位を加算)
		注 入院期間が3月以上1年未満の場合 +500単位
		注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
		注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

○地域相談支援給付費(地域定着支援)

基本部分			注 特別地域加算	
地域定着支援サービス費	イ 体制確保費	(1月につき306単位)	+15/100	
	ロ 緊急時支援費	(1) 緊急時支援費(Ⅰ)		注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
		(2) 緊急時支援費(Ⅱ)		
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。				
ピアサポート体制加算				
(1月につき100単位を加算)				
日常生活支援情報提供加算(月1回を限度)				
(1回につき100単位を加算)				
居住支援連携体制加算				
(1月につき35単位を加算)				
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)				
(1回につき500単位を加算)				

○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共 団体が設 置する指 定障害児 入所施設 の場合	利用者の 数を利用 定員を超 える場合	入所支援 計画が作 成されない 場合	身体拘束 廃止未実 施減算	職業指導 員を配置し ている場合 (1日につき)	重度障害 児支援加 算	重度重複 障害児加 算	強度行動 障害児特 別支援加 算	乳幼児加 算	心理担当職 員を配置して いる場合 (1日につき)	看護 職員配 置加算 (Ⅰ)	看護 職員配 置加算 (Ⅱ)	児童指導員 等加算 (1日につき)	ソーシャル ワーカー配 置 加算
イ 知的障 害児の場 合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設	(941単位)			+49単位					+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +151単位 ロ 児童指導員 等の場合 +112単位	1日につき +159単位
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(823単位)			+148単位					+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +151単位 ロ 児童指導員 等の場合 +112単位	1日につき +159単位
		(二)当該施設が主たる施設	(1,697単位)			+49単位					+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +151単位 ロ 児童指導員 等の場合 +112単位	1日につき +159単位
		(三)当該施設が単独施設	(941単位)			+73単位					+61単位	+70単位	+96単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +101単位 ロ 児童指導員 等の場合 +75単位	1日につき +79単位
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(654単位)			+49単位					+54単位	+47単位	+58単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +61単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位	1日につき +53単位
		(二)当該施設が主たる施設	(1,090単位)			+39単位					+26単位	+38単位	+41単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +43単位 ロ 児童指導員 等の場合 +32単位	1日につき +40単位
		(三)当該施設が単独施設	(863単位)			+29単位					+20単位	+28単位	+32単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +34単位 ロ 児童指導員 等の場合 +25単位	1日につき +32単位
	(4)定員21人以上30人以下	当該施設が単独施設	(823単位)			+26単位					+17単位	+25単位	+26単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +23単位 ロ 児童指導員 等の場合 +20単位	1日につき +26単位
			(688単位)			+23単位					+19単位	+23単位	+22単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +19単位 ロ 児童指導員 等の場合 +17単位	1日につき +23単位
	(5)定員31人以上40人以下	当該施設が単独施設	(614単位)			+20単位					+13単位	+20単位	+19単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +20単位 ロ 児童指導員 等の場合 +15単位	1日につき +20単位
			(590単位)			+17単位					+11単位	+17単位	+17単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +18単位 ロ 児童指導員 等の場合 +13単位	1日につき +18単位
	(6)定員41人以上50人以下	当該施設が単独施設	(568単位)			+14単位					+10単位	+14単位	+15単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +16単位 ロ 児童指導員 等の場合 +12単位	1日につき +16単位
			(545単位)			+13単位					+9単位	+13単位	+14単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +14単位 ロ 児童指導員 等の場合 +10単位	1日につき +14単位
	(7)定員51人以上60人以下	当該施設が単独施設	(526単位)			+12単位	イ 重度障 害児支援 加算(Ⅰ) 1日につき +165単位				+9単位	+12単位	+13単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +14単位 ロ 児童指導員 等の場合 +10単位	1日につき +13単位
			(504単位)			+11単位	ロ 重度障 害児支援 加算(Ⅱ) 1日につき +192単位				+8単位	+11単位	+12単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +12単位 ロ 児童指導員 等の場合 +9単位	1日につき +12単位
	(8)定員61人以上70人以下	当該施設が単独施設	(499単位)			+10単位	*別に定 める条件に 合致する 場合 +11単位				+7単位	+10単位	+11単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +11単位 ロ 児童指導員 等の場合 +8単位	1日につき +11単位
			(496単位)			+9単位					+7単位	+9単位	+10単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +11単位 ロ 児童指導員 等の場合 +9単位	1日につき +11単位
	(9)定員71人以上80人以下	当該施設が単独施設	(485単位)			+9単位					+6単位	+9単位	+10単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +9単位 ロ 児童指導員 等の場合 +7単位	1日につき +10単位
(481単位)					+9単位					+6単位	+8単位	+9単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の 場合 +9単位 ロ 児童指導員 等の場合 +7単位	1日につき +9単位	

□ 自閉症児の場合	(19)定員171人以上180人以下	(477単位)	+8単位	+6単位	+7単位 +8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +7単位	1日につき +9単位	
	(20)定員181人以上190人以下	(473単位)	+8単位	+6単位	+7単位 +8単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	1日につき +8単位	
	(21)定員191人以上	(470単位)	+8単位	+6単位	+6単位 +7単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +8単位 ロ 児童指導員等の場合 +8単位	1日につき +8単位	
	(1)定員30人以下	(831単位)	+49単位	+26単位	+36単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +36単位 ロ 児童指導員等の場合 +28単位	1日につき +33単位	
	(2)定員31人以上40人以下	(759単位)	+39単位	+26単位	+36単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +36単位 ロ 児童指導員等の場合 +28単位	1日につき +40単位	
	(3)定員41人以上50人以下	(721単位)	+29単位	+20単位	+32単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +24単位 ロ 児童指導員等の場合 +25単位	1日につき +32単位	
ハ 盲児の場合	(4)定員51人以上60人以下	(688単位)	+26単位	+17単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位	1日につき +26単位	
	(5)定員61人以上70人以下	(657単位)	+23単位	+15単位	+22単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +17単位	1日につき +23単位	
	(6)定員71人以上	(626単位)	+20単位	+13単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位	1日につき +20単位	
	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(1,225単位)	+296単位	+120単位	+141単位 +145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位	1日につき +159単位
		(二)当該施設が単独施設	(971単位)	+49単位				
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(891単位)	+148単位	+120単位	+141単位 +145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位	1日につき +159単位
(二)当該施設が単独施設		(971単位)	+49単位					
(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(891単位)	+148単位	+120単位	+141単位 +145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員等の場合 +112単位	1日につき +159単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(1,870単位)						
	(三)当該施設が単独施設	(971単位)	+49単位					
(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(682単位)	+98単位	+51単位	+70単位 +96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位	1日につき +106単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(1,337単位)						
	(三)当該施設が単独施設	(885単位)	+49単位					
(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(633単位)	+73単位	+51単位	+70単位 +96単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員等の場合 +75単位	1日につき +79単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(1,122単位)						
	(三)当該施設が単独施設	(885単位)	+49単位					
(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(567単位)	+59単位	+34単位	+47単位 +58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +51単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位	1日につき +53単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(1,005単位)						
	(三)当該施設が単独施設	(856単位)	+49単位					
(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(533単位)	+49単位	+34単位	+47単位 +58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +51単位 ロ 児童指導員等の場合 +45単位	1日につき +53単位	
	(二)当該施設が主たる施設	(856単位)						
	(三)当該施設が単独施設	(856単位)						
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(754単位)	+39単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +43単位	
	(二)当該施設が単独施設	(754単位)						
(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(701単位)	+39単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +40単位	
	(二)当該施設が単独施設	(701単位)						

二つある の場合	10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (615単位)	+29単位	+20単位	+28単位	+32単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位	1日につき +32単位	
		(二)当該施設が単独施設 (615単位)					ロ 児童指導員等の場合 +25単位		
	11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (593単位)	+26単位	+17単位	+25単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位	1日につき +26単位	
		(二)当該施設が単独施設 (593単位)					ロ 児童指導員等の場合 +20単位		
	12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (572単位)	+23単位	+15単位	+23単位	+22単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位	1日につき +23単位	
		(二)当該施設が単独施設 (572単位)					ロ 児童指導員等の場合 +17単位		
	13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (550単位)	+20単位	+13単位	+20単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位	1日につき +20単位	
		(二)当該施設が単独施設 (550単位)					ロ 児童指導員等の場合 +15単位		
	14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (531単位)	+17単位	+11単位	+17単位	+17単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +18単位	1日につき +18単位	
		(二)当該施設が単独施設 (531単位)					ロ 児童指導員等の場合 +13単位		
	15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (510単位)	+14単位	+10単位	+14単位	+15単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +16単位	1日につき +16単位	
		(二)当該施設が単独施設 (510単位)					ロ 児童指導員等の場合 +12単位		
	二つある の場合	1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (1,225単位)	+296単位	+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
			(二)当該施設が単独施設 (966単位)					ロ 児童指導員等の場合 +12単位	
		2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (913単位)	+148単位	+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
			(二)当該施設が単独施設 (966単位)					ロ 児童指導員等の場合 +12単位	
		3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (913単位)	+148単位	+102単位	+141単位	+145単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位	1日につき +159単位
			(二)当該施設が主たる施設 (1,857単位)						
			(三)当該施設が単独施設 (966単位)						
		4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (683単位)	+98単位	+51単位	+70単位	+66単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位	1日につき +106単位
(二)当該施設が主たる施設 (1,326単位)									
(三)当該施設が単独施設 (880単位)			ロ 児童指導員等の場合 +75単位						
5)定員16人以上20人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (636単位)	+73単位	+51単位	+70単位	+66単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位	1日につき +78単位	
		(二)当該施設が主たる施設 (1,120単位)							
		(三)当該施設が単独施設 (880単位)							ロ 児童指導員等の場合 +75単位
6)定員21人以上25人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (563単位)	+59単位	+34単位	+47単位	+58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +41単位	1日につき +63単位	
		(二)当該施設が主たる施設 (949単位)							
		(三)当該施設が単独施設 (851単位)							ロ 児童指導員等の場合 +45単位
7)定員26人以上30人以下		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (536単位)	+49単位	+34単位	+47単位	+58単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位	1日につき +63単位	
		(二)当該施設が主たる施設 (851単位)							
		(三)当該施設が単独施設 (851単位)							ロ 児童指導員等の場合 +46単位
8)定員31人以上35人以下		(一)当該施設が主たる施設 (750単位)	+39単位	+20単位	+38単位	+41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位	1日につき +45単位	
	(二)当該施設が単独施設 (750単位)	ロ 児童指導員等の場合 +32単位							
9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (698単位)	+39単位	+20単位	+38単位	+41単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位	1日につき +40単位		
	(二)当該施設が単独施設 (698単位)							ロ 児童指導員等の場合 +32単位	
10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (612単位)	+29単位	+20単位	+28単位	+32単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位	1日につき +32単位		
	(二)当該施設が単独施設 (612単位)							ロ 児童指導員等の場合 +25単位	
11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (590単位)	+26単位	+17単位	+25単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +28単位	1日につき +26単位		
	(二)当該施設が単独施設 (590単位)							ロ 児童指導員等の場合 +20単位	

ホ 重度障害児支援
加算(V)
1日につき
+143単位

ヘ 重度障害児支援
加算(VI)
1日につき
+171単位

*別に定める要件に
合致する
場合
+11単位

(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	(570単位)	+23単位	+19単位	+23単位	+22単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +17単位	1日につき +23単位						
	(二)当該施設が単独施設	(570単位)												
	(一)当該施設が主たる施設	(548単位)							+20単位	+13単位	+20単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位	1日につき +20単位
	(二)当該施設が単独施設	(548単位)												
(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(528単位)	+17単位	+11単位	+17単位	+17単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +18単位 ロ 児童指導員等の場合 +13単位	1日につき +18単位						
(二)当該施設が単独施設	(528単位)													
(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(509単位)	+14単位	+10単位	+14単位	+15単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +16単位 ロ 児童指導員等の場合 +12単位	1日につき +16単位						
(二)当該施設が単独施設	(509単位)													
不 寝 体 不 自由児 の 場合	(1)定員50人以下	(753単位)	ト 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位	1日につき +78単位	+20単位	+29単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +22単位	1日につき +20単位						
	(2)定員51人以上60人以下	(739単位)							+17単位	+26単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員等の場合 +20単位	1日につき +26単位		
	(3)定員61人以上70人以下	(724単位)											+19単位	+22単位
	(4)定員71人以上	(708単位)							+19単位	+19単位	イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員等の場合 +15単位	1日につき +20単位		

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下 (320単位) (2)定員61人以上90人以下 (288単位) (3)定員91人以上 (252単位)	×965/1,000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下 (191単位) (2)定員61人以上90人以下 (172単位) (3)定員91人以上 (150単位)		

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき380日を限度として、1日につき337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき380日を限度として、1日につき448単位を加算)
入院時特別加算(算内3回を限る)	イ 90日を超える入院期間が4日未満	(1回につき561単位を加算)
	ロ 90日を超える入院期間が4日以上	(1回につき1,122単位を加算)
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

地域移行加算 (入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき27単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき22単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき18単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき15単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき13単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき12単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき11単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき10単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき9単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき5単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき5単位を加算)
ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき15単位を加算)	
	(2)定員41人以上50人以下 (1日につき12単位を加算)	
	(3)定員51人以上60人以下 (1日につき10単位を加算)	
	(4)定員61人以上70人以下 (1日につき8単位を加算)	
	(5)定員71人以上80人以下 (1日につき7単位を加算)	
	(6)定員81人以上90人以下 (1日につき6単位を加算)	
	(7)定員91人以上100人以下 (1日につき5単位を加算)	
	(8)定員101人以上110人以下 (1日につき5単位を加算)	
	(9)定員111人以上120人以下 (1日につき5単位を加算)	
	(10)定員121人以上130人以下 (1日につき4単位を加算)	
	(11)定員131人以上140人以下 (1日につき4単位を加算)	
	(12)定員141人以上150人以下 (1日につき4単位を加算)	
	(13)定員151人以上160人以下 (1日につき3単位を加算)	
	(14)定員161人以上170人以下 (1日につき3単位を加算)	
	(15)定員171人以上180人以下 (1日につき3単位を加算)	
	(16)定員181人以上190人以下 (1日につき3単位を加算)	
	(17)定員191人以上 (1日につき3単位を加算)	

栄養マネジメント加算 (1日につき12単位を加算)

小規模グループケア加算 (1日につき240単位を加算)

注 サテライト型として実施する場合 +308単位

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×99/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×72/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×40/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位数×8/1,000)

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×43/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×39/1,000)

注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○医療型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 医療型障害児入所施設で行う場合	(1) 自閉症児の場合	(352 単位)									
	(2) 肢体不自由児の場合	(175 単位)									
	(3) 重症心身障害児の場合	(914 単位)									
ロ 医療型障害児入所施設で有効な目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合	(一)最初の60日まで (420 単位) (二)61日目以降90日まで (384 単位) (三)91日目以降180日目まで (352 単位) (四)181日目以降 (319 単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100						
	(2) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで (206 単位) (二)61日目以降90日まで (190 単位) (三)91日目以降180日目まで (175 単位) (四)181日目以降 (160 単位)									
	(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで (1,101 単位) (二)61日目以降90日まで (1,003 単位) (三)91日目以降180日目まで (914 単位) (四)181日目以降 (825 単位)									
ハ 指定発達支援医療機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(127 単位)									
	(2) 重症心身障害児の場合	(890 単位)									
ニ 指定発達支援医療機関で有効な目的の支援を行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで (153 単位) (二)61日目以降90日まで (139 単位) (三)91日目以降180日目まで (127 単位) (四)181日目以降 (115 単位)									
	(2) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで (1,077 単位) (二)61日目以降90日まで (979 単位) (三)91日目以降180日目まで (890 単位) (四)181日目以降 (801 単位)									

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき360日を限度として 1日につき337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき360日を限度として 1日につき448単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

保育職員加配加算	(1日につき20単位を加算)
----------	----------------

地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
--------	------------------------------

小規模グループケア加算	(1日につき240単位を加算)
-------------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×79/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×58/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×32/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 十所定単位×5/1,000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×43/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×39/1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

○児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する場合	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	人工内耳装着児童接加算(1日あたり)	児童指導員等接加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算	
児童発達支援センターで行う場合	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1)医療的ケア児(32点以上)の場合	(一) 定員30人以下	(3,086単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +62単位 (2) 児童指導員等の場合 +41単位 (3) その他の従業者の場合 +30単位	(1) 理学療法士等の場合 +62単位 (2) 児童指導員の場合 +41単位			
		(二) 定員31人以上40人以下	(3,005単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +53単位 (2) 児童指導員等の場合 +35単位 (3) その他の従業者の場合 +25単位	(1) 理学療法士等の場合 +53単位 (2) 児童指導員の場合 +35単位			
		(三) 定員41人以上50人以下	(2,930単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +42単位 (2) 児童指導員等の場合 +27単位 (3) その他の従業者の場合 +20単位	(1) 理学療法士等の場合 +42単位 (2) 児童指導員の場合 +27単位		
		(四) 定員51人以上60人以下	(2,859単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位 (2) 児童指導員等の場合 +22単位 (3) その他の従業者の場合 +16単位	(1) 理学療法士等の場合 +34単位 (2) 児童指導員の場合 +22単位		
		(五) 定員61人以上70人以下	(2,830単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +29単位 (2) 児童指導員等の場合 +19単位 (3) その他の従業者の場合 +14単位	(1) 理学療法士等の場合 +29単位 (2) 児童指導員の場合 +19単位		
		(六) 定員71人以上80人以下	(2,804単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +25単位 (2) 児童指導員等の場合 +16単位 (3) その他の従業者の場合 +12単位	(1) 理学療法士等の場合 +25単位 (2) 児童指導員の場合 +16単位		
		(七) 定員81人以上	(2,778単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +22単位 (2) 児童指導員等の場合 +15単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位	(1) 理学療法士等の場合 +22単位 (2) 児童指導員の場合 +15単位		
		(2)医療的ケア児(16点以上32点未満)の場合	(一) 定員30人以下	(2,086単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +62単位 (2) 児童指導員等の場合 +41単位 (3) その他の従業者の場合 +30単位	(1) 理学療法士等の場合 +62単位 (2) 児童指導員の場合 +41単位		
		(二) 定員31人以上40人以下	(2,005単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +53単位 (2) 児童指導員等の場合 +35単位 (3) その他の従業者の場合 +25単位	(1) 理学療法士等の場合 +53単位 (2) 児童指導員の場合 +35単位		
		(三) 定員41人以上50人以下	(1,930単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +42単位 (2) 児童指導員等の場合 +27単位 (3) その他の従業者の場合 +20単位	(1) 理学療法士等の場合 +42単位 (2) 児童指導員の場合 +27単位		
		(四) 定員51人以上60人以下	(1,859単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位 (2) 児童指導員等の場合 +22単位 (3) その他の従業者の場合 +16単位	(1) 理学療法士等の場合 +34単位 (2) 児童指導員の場合 +22単位		

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する場合	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束防止未実施減算	人工内耳接用児支給加算(1日あたり)	児童指導員等加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算	
	(五) 定員61人以上70人以下	(1,830単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +29単位 (2) 児童指導員等の場合 +19単位 (3) その他の従業者の場合 +14単位	(1) 理学療法士等の場合 +29単位 (2) 児童指導員等の場合 +19単位 (3) その他の従業者の場合 +14単位			
	(六) 定員71人以上80人以下	(1,804単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +25単位 (2) 児童指導員等の場合 +16単位 (3) その他の従業者の場合 +12単位	(1) 理学療法士等の場合 +25単位 (2) 児童指導員等の場合 +16単位 (3) その他の従業者の場合 +12単位			
	(七) 定員81人以上	(1,778単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +22単位 (2) 児童指導員等の場合 +15単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位	(1) 理学療法士等の場合 +22単位 (2) 児童指導員等の場合 +15単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位			
	(3)医療的ケア児(16点未満)の場合														
	(一) 定員30人以下	(1,753単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +22単位 (2) 児童指導員等の場合 +15単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位	(1) 理学療法士等の場合 +22単位 (2) 児童指導員等の場合 +15単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位			
	(二) 定員31人以上40人以下	(1,672単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +22単位 (2) 児童指導員等の場合 +15単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位	(1) 理学療法士等の場合 +22単位 (2) 児童指導員等の場合 +15単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位			
	(三) 定員41人以上50人以下	(1,597単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +27単位 (2) 児童指導員等の場合 +20単位 (3) その他の従業者の場合 +20単位	(1) 理学療法士等の場合 +27単位 (2) 児童指導員等の場合 +20単位 (3) その他の従業者の場合 +20単位			
	(四) 定員51人以上60人以下	(1,526単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位 (2) 児童指導員等の場合 +22単位 (3) その他の従業者の場合 +16単位	(1) 理学療法士等の場合 +34単位 (2) 児童指導員等の場合 +22単位 (3) その他の従業者の場合 +16単位			
	(五) 定員61人以上70人以下	(1,497単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +29単位 (2) 児童指導員等の場合 +19単位 (3) その他の従業者の場合 +14単位	(1) 理学療法士等の場合 +29単位 (2) 児童指導員等の場合 +19単位 (3) その他の従業者の場合 +14単位			
	(六) 定員71人以上80人以下	(1,471単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +25単位 (2) 児童指導員等の場合 +18単位 (3) その他の従業者の場合 +12単位	(1) 理学療法士等の場合 +25単位 (2) 児童指導員等の場合 +18単位 (3) その他の従業者の場合 +12単位			
	(七) 定員81人以上	(1,445単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +22単位 (2) 児童指導員等の場合 +15単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位	(1) 理学療法士等の場合 +22単位 (2) 児童指導員等の場合 +15単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位			
	(4) (1)から(3)以外の場合														
	(一) 定員30人以下	(1,086単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +22単位 (2) 児童指導員等の場合 +15単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位	(1) 理学療法士等の場合 +22単位 (2) 児童指導員等の場合 +15単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位			
	(二) 定員31人以上40人以下	(1,005単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +22単位 (2) 児童指導員等の場合 +15単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位	(1) 理学療法士等の場合 +22単位 (2) 児童指導員等の場合 +15単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位			

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共 団体が設 置する場 合	利用者の 数が利用 定員を超え る場合	配置すべ き従業者 (児童発達 支援管理 責任者を 除く)の員 数が基準 に満たない 場合(1日 につき)	児童発達 支援管理 責任者の 員数が基 準に満た ない場合(1 日につき)	通所支援 計画が作 成されない 場合	開所時間 減算	自己評価 結果等未 公表減算	身体拘束 防止未実 施減算	人工内耳 接用児支 援加算 (1日あた り)	児童指導 員等加算 (1日につ き)	専門的支 援加算 (1日につ き)	看護職員 加算 (1日につ き)	共生型 サービス体 制強化加 算	
	(三) 定員41人以上50人以下										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +42単位 (2) 児童指導 員等の場合 +27単位 (3) その他の 従業者の場 合 +20単位	(1) 理学療法 士等の場合 +42単位 (2) 児童指導 員等の場合 +27単位			
	(四) 定員51人以上60人以下										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +34単位 (2) 児童指導 員等の場合 +22単位 (3) その他の 従業者の場 合 +16単位	(1) 理学療法 士等の場合 +34単位 (2) 児童指導 員等の場合 +22単位			
	(五) 定員61人以上70人以下										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +29単位 (2) 児童指導 員等の場合 +19単位 (3) その他の 従業者の場 合 +14単位	(1) 理学療法 士等の場合 +29単位 (2) 児童指導 員等の場合 +19単位			
	(六) 定員71人以上80人以下										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +25単位 (2) 児童指導 員等の場合 +18単位 (3) その他の 従業者の場 合 +12単位	(1) 理学療法 士等の場合 +25単位 (2) 児童指導 員等の場合 +18単位			
	(七) 定員81人以上										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +22単位 (2) 児童指導 員等の場合 +15単位 (3) その他の 従業者の場 合 +11単位	(1) 理学療法 士等の場合 +22単位 (2) 児童指導 員等の場合 +15単位			
口 難聴児の場合		(1)医療的ケア児 (32点以上)の場 合													
	(一) 定員20人以下										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +93単位 (2) 児童指導 員等の場合 +62単位 (3) その他の 従業者の場 合 +45単位	(1) 理学療法 士等の場合 +93単位 (2) 児童指導 員等の場合 +62単位			
	(二) 定員21人以上30人以下										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場 合 +38単位	(1) 理学療法 士等の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位			
	(三) 定員31人以上40人以下										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +53単位 (2) 児童指導 員等の場合 +35単位 (3) その他の 従業者の場 合 +26単位	(1) 理学療法 士等の場合 +53単位 (2) 児童指導 員等の場合 +35単位			
	(四) 定員41人以上										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +42単位 (2) 児童指導 員等の場合 +27単位 (3) その他の 従業者の場 合 +20単位	(1) 理学療法 士等の場合 +42単位 (2) 児童指導 員等の場合 +27単位			
	(一) 定員20人以下	(2)医療的ケア児 (16点以上32点 未満)の場合									(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +93単位 (2) 児童指導 員等の場合 +62単位 (3) その他の 従業者の場 合 +45単位	(1) 理学療法 士等の場合 +93単位 (2) 児童指導 員等の場合 +62単位			
	(二) 定員21人以上30人以下										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場 合 +38単位	(1) 理学療法 士等の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位			
	(三) 定員31人以上40人以下										(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +53単位 (2) 児童指導 員等の場合 +35単位 (3) その他の 従業者の場 合 +26単位	(1) 理学療法 士等の場合 +53単位 (2) 児童指導 員等の場合 +35単位			

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する場合	利用者の数が規定を超える場合	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束防止未実施減算	人工内耳装用児追加加算(1日あたり)	児童指導員等追加加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員追加加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算	
			(四) 定員41人以上	(1,975単位)							+445単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +42単位 (2) 児童指導員等の場合 +27単位 (3) その他の従業者の場合 +20単位	(1) 児童発達士等の場合 +42単位 (2) 児童指導員の場合 +27単位		
	(3)医療的ケア児(16点未満)の場合		(一) 定員20人以下	(2,051単位)							+603単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +93単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位	(1) 児童発達士等の場合 +93単位 (2) 児童指導員の場合 +62単位		
			(二) 定員21人以上30人以下	(1,858単位)							+531単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	(1) 児童発達士等の場合 +75単位 (2) 児童指導員の場合 +49単位		
			(三) 定員31人以上40人以下	(1,742単位)							+488単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +93単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位	(1) 児童発達士等の場合 +93単位 (2) 児童指導員の場合 +62単位		
			(四) 定員41人以上	(1,642単位)							+445単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +42単位 (2) 児童指導員等の場合 +27単位 (3) その他の従業者の場合 +20単位	(1) 児童発達士等の場合 +42単位 (2) 児童指導員の場合 +27単位		
	(4) (1)から(3)以外の場合		(一) 定員20人以下	(1,384単位)							+603単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +93単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位	(1) 児童発達士等の場合 +93単位 (2) 児童指導員の場合 +62単位		
			(二) 定員21人以上30人以下	(1,191単位)							+531単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	(1) 児童発達士等の場合 +75単位 (2) 児童指導員の場合 +49単位		
			(三) 定員31人以上40人以下	(1,075単位)							+488単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +93単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位	(1) 児童発達士等の場合 +93単位 (2) 児童指導員の場合 +62単位		
			(四) 定員41人以上	(975単位)							+445単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +42単位 (2) 児童指導員等の場合 +27単位 (3) その他の従業者の場合 +20単位	(1) 児童発達士等の場合 +42単位 (2) 児童指導員の場合 +27単位		
	ハ 重症心身障害児の場合		(1) 定員15人以下	(1,331単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +93単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位	(1) 児童発達士等の場合 +93単位 (2) 児童指導員の場合 +62単位	イ 100単位 ロ 200単位	
			(2) 定員16人以上20人以下	(1,040単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +93単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位	(1) 児童発達士等の場合 +93単位 (2) 児童指導員の場合 +62単位	イ 100単位 ロ 200単位	
			(3) 定員21人以上	(924単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	(1) 児童発達士等の場合 +75単位 (2) 児童指導員の場合 +49単位	イ 80単位 ロ 160単位	

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共 団体が設 置する場 合	利用者の 数が利用 定員を超え る場合	配置すべ き従業者 (児童発達 支援管理 責任者を 除く)の員 数が基準 に満たない 場合(1日 につき)	児童発達 支援管理 責任者の 員数が基 準に満た ない場合(1 日につき)	通所支援 計画が作 成されない 場合	開所時間 減算	自己評価 結果等未 公表減算	身体拘束 防止未実 施減算	人工内耳 接用児支 援加算 (1日あた り)	児童指導 員等加算 (1日につ き)	専門的支 援加算 (1日につ き)	看護職員 加算加算 (1日につ き)	共生型 サービス 強化加 算		
児童発達 支援セン ター以外 で行う場 合	二 障害児(重症心 身障害児を除く)の 場合	(1)主に未 就学児	(一)医療的ケア 児(32点以上)の 場合	(a) 定員10人以下	(2,885単位)						(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場 合 +90単位	(1) 理学療法 士等の場合 +187単位 (2) 児童指導 員の場合 +123単位				
				(b) 定員11人以上20人以下	(2,613単位)							(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場 合 +60単位	(1) 理学療法 士等の場合 +125単位 (2) 児童指導 員の場合 +82単位			
				(c) 定員21人以上	(2,486単位)								(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場 合 +36単位	(1) 理学療法 士等の場合 +75単位 (2) 児童指導 員の場合 +49単位		
				(二)医療的ケア 児(16点以上32 点未満)の場合	(a) 定員10人以下	(1,885単位)							(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場 合 +90単位	(1) 理学療法 士等の場合 +187単位 (2) 児童指導 員の場合 +123単位		
				(b) 定員11人以上20人以下	(1,613単位)								(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場 合 +60単位	(1) 理学療法 士等の場合 +125単位 (2) 児童指導 員の場合 +82単位		
				(c) 定員21人以上	(1,486単位)								(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場 合 +36単位	(1) 理学療法 士等の場合 +75単位 (2) 児童指導 員の場合 +49単位		
				(三)医療的ケア 児(16点未満)の 場合	(a) 定員10人以下	(1,552単位)							(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場 合 +60単位	(1) 理学療法 士等の場合 +187単位 (2) 児童指導 員の場合 +123単位		
				(b) 定員11人以上20人以下	(1,280単位)								(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場 合 +60単位	(1) 理学療法 士等の場合 +125単位 (2) 児童指導 員の場合 +82単位		
				(c) 定員21人以上	(1,153単位)								(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場 合 +36単位	(1) 理学療法 士等の場合 +75単位 (2) 児童指導 員の場合 +49単位		
				(四)(一)から(三) 以外の場合	(a) 定員10人以下	(885単位)							(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場 合 +90単位	(1) 理学療法 士等の場合 +187単位 (2) 児童指導 員の場合 +123単位		
				(b) 定員11人以上20人以下	(613単位)								(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場 合 +60単位	(1) 理学療法 士等の場合 +125単位 (2) 児童指導 員の場合 +82単位		
				(c) 定員21人以上	(486単位)								(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場 合 +36単位	(1) 理学療法 士等の場合 +75単位 (2) 児童指導 員の場合 +49単位		

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する場合	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束防止未実施減算	人工内耳着用児支給加算(1日あたり)	児童指導員等追加加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員追加加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算
ホ 重症心身障害児の場合	(1) 定員5人	(2,098単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +374単位 (2) 児童指導員等の場合 +247単位 (3) その他の従業者の場合 +180単位	(1) 理学療法士等の場合 +374単位 (2) 児童指導員等の場合 +247単位	イ 400単位 ロ 800単位	
	(2) 定員6人	(1,757単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +312単位 (2) 児童指導員等の場合 +205単位 (3) その他の従業者の場合 +150単位	(1) 理学療法士等の場合 +312単位 (2) 児童指導員等の場合 +205単位	イ 333単位 ロ 666単位	
	(3) 定員7人	(1,511単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +287単位 (2) 児童指導員等の場合 +176単位 (3) その他の従業者の場合 +129単位	(1) 理学療法士等の場合 +287単位 (2) 児童指導員等の場合 +176単位	イ 288単位 ロ 572単位	
	(4) 定員8人	(1,326単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +244単位 (2) 児童指導員等の場合 +154単位 (3) その他の従業者の場合 +113単位	(1) 理学療法士等の場合 +244単位 (2) 児童指導員等の場合 +154単位	イ 250単位 ロ 500単位	
	(5) 定員9人	(1,184単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +208単位 (2) 児童指導員等の場合 +137単位 (3) その他の従業者の場合 +100単位	(1) 理学療法士等の場合 +208単位 (2) 児童指導員等の場合 +137単位	イ 222単位 ロ 444単位	
	(6) 定員10人	(1,069単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +90単位	(1) 理学療法士等の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位	イ 200単位 ロ 400単位	
	(7) 定員11人以上	(837単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	(1) 理学療法士等の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位	イ 133単位 ロ 266単位	
ヘ 共生型児童発達支援給付費		(591単位)												イ 児童等かつ障害士又は児童指導員の場合 +181単位 ロ 児童等の場合 +103単位
ト 基準該当児童発達支援給付費		(701単位)												ハ 保育士又は児童指導員の場合 +78単位
		(591単位)												
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。														
家庭連携加算(月4回を限度)		イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)											
		ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)											
事業所内相談支援加算		イ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき100単位を加算)											
		ロ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき80単位を加算)											
食事提供加算		イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき30単位を加算)											
		ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき40単位を加算)											
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)											
福祉専門職員配置等加算		イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)											
		ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)											
		ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)											

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
地方公共団体が設置する場合	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束防止未実施減算	人工内耳後用児支援加算(1日あたり)	児童指導員等加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算		
栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき37単位を加算)													
	(2)定員41人以上50人以下 (1日につき30単位を加算)													
	(3)定員51人以上60人以下 (1日につき25単位を加算)													
	(4)定員61人以上70人以下 (1日につき21単位を加算)													
	(5)定員71人以上80人以下 (1日につき19単位を加算)													
	(6)定員81人以上 (1日につき16単位を加算)													
□ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき20単位を加算)													
	(2)定員41人以上50人以下 (1日につき16単位を加算)													
	(3)定員51人以上60人以下 (1日につき13単位を加算)													
	(4)定員61人以上70人以下 (1日につき11単位を加算)													
	(5)定員71人以上80人以下 (1日につき10単位を加算)													
	(6)定員81人以上 (1日につき9単位を加算)													
欠席時対応加算(月4回を限度)	※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充実率が90%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)													
特別支援加算	(1日につき54単位を加算)													
強度行動障害児支援加算	(1日につき155単位を加算)													
個別サポート加算(Ⅰ)	(1日につき100単位を加算)													
個別サポート加算(Ⅱ)	(1日につき125単位を加算)													
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合												
	□ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合												
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合												
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき800単位を加算)													
	(2)利用者2人 (1日につき500単位を加算)													
	(3)利用者3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合												
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1)利用者1人 (1日につき1,600単位を加算)													
	(2)利用者2人 (1日につき960単位を加算)													
	(3)利用者3人以上8人以下 (1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合												
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき500単位を加算)													
	ト 医療連携体制加算(Ⅶ) (1日につき100単位を加算)													
送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (片道につき54単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +37単位												
	□ 重症心身障害児の場合 (片道につき37単位を加算)	注2 同一敷地内の場合 ×70/100												
		注 同一敷地内の場合 ×70/100												
延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (1)1時間未満 (1日につき61単位を加算)													
	(2)1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)													
	(3)2時間以上 (1日につき123単位を加算)													
	□ 重症心身障害児の場合 (1)1時間未満 (1日につき128単位を加算)													
	(2)1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)													
	(3)2時間以上 (1日につき256単位を加算)													
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ) (1日につき200単位を加算)													
	□ 関係機関連携加算(Ⅱ) (1日につき200単位を加算)													
保育・教育等移行支援加算	(1回を限度として500単位を加算)													
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×81/1,000)													
	□ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×59/1,000)													
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1,000)													
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)													
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)													
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計												
		注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可												
		注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能												
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×10/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計												
		注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可												
		注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能												
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×13/1,000)													
	□ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×10/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計												

○医療型児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注
		地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	身体拘束廃止未実施減算
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合 (389単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100 3月以上連続して減算の場合×50/100	4時間未満×70/100 4時間以上6時間未満×85/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
	ロ 重症心身障害児の場合 (501単位)					
指定発達支援医療機関で行う場合	ハ 肢体不自由児の場合 (338単位)					
	ニ 重症心身障害児の場合 (450単位)					
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。						
家庭連携加算(月4回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)					
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)					
事業所内相談支援加算	イ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(月1回を限度) (1回につき100単位を加算)					
	ロ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき80単位を加算)					
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき30単位を加算)					
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき40単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)				
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)					
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)					
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度) ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度		(1回につき94単位を加算)				
特別支援加算		(1日につき54単位を加算)				
個別サポート加算(Ⅰ)		(1日につき100単位を加算)				
個別サポート加算(Ⅱ)		(1日につき125単位を加算)				
送迎加算(重症心身障害児に限る)		(片道につき37単位を加算)				
保育職員加配加算		(1日につき50単位を加算)				
延長支援加算	イ 肢体不自由児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算)				
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算)				
		(3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)				
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)				
		(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)				
		(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)				
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ) (1日につき200単位を加算)					
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) (1日につき200単位を加算)					
保育・教育等移行支援加算		(1回を限度として500単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×126/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×92/1,000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×51/1,000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×20/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×13/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×10/1,000)					

○放課後等デイサービス給付費

基本部分		注												
		利用者の数 が利用定員 を超える場合	配置すべき 従業者(児 童発達支援 管理責任者 又は その他 の員 数が基準に 満たない場 合(1日につ き)	児童発達支 援管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合(1 日につき)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己評価結 果等未公表 減算	身体拘束廃 止未実施減 算	児童指導員 等追加加算 (1日につき)	専門的支援 加算 (1日につ き)	看護職員加 配加算 (1日につ き)	共生型サー ビス体制強 化加算		
イ 障害児 (重症心身 障害児を 除く)に授 業終了後 に行う場 合	(1)区分1 (3時間以 上)	(一)医療 的ケア児 (32点以 上)の場合	(a)定員10人以下	(2,604単位)							(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位		
			(b)定員11人以上20人以下	(2,402単位)						(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位			
			(c)定員21人以上	(2,302単位)						(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場合 +36単位	+75単位			
	(二)医療 的ケア児 (16点以上 32点未満) の場合	(a)定員10人以下	(1,604単位)						(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位				
			(b)定員11人以上20人以下	(1,402単位)					(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位				
			(c)定員21人以上	(1,302単位)					(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場合 +36単位	+75単位				
		(三)医療 的ケア児 (16点未 満)の場合	(a)定員10人以下	(1,271単位)					(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位				
				(b)定員11人以上20人以下	(1,069単位)				(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位				
				(c)定員21人以上	(969単位)				(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場合 +36単位	+75単位				
		(四)(一) から(三) 以外の場 合	(a)定員10人以下	(604単位)					(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位				
				(b)定員11人以上20人以下	(402単位)				(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位				
				(c)定員21人以上	(302単位)				(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場合 +36単位	+75単位				

基本部分		注	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等加配加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員加配加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算	
(2)区分2 (3時間未満)	(一)医療的ケア児(32点以上)の場合	(a)定員10人以下 (2,591単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+187単位			
		(b)定員11人以上20人以下 (2,393単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位			
		(c)定員21人以上 (2,295単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	+75単位			
	(二)医療的ケア児(16点以上32点未満)の場合	(a)定員10人以下 (1,591単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+187単位		
		(b)定員11人以上20人以下 (1,393単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位		
		(c)定員21人以上 (1,295単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	+75単位		
	(三)医療的ケア児(16点未満)の場合	(a)定員10人以下 (1,258単位)		減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+187単位		
		(b)定員11人以上20人以下 (1,060単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位		
		(c)定員21人以上 (962単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	+75単位		
	(四)(一)から(三)以外の場合	(a)定員10人以下 (591単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+187単位		
		(b)定員11人以上20人以下 (393単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位		
		(c)定員21人以上 (295単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	+75単位		

基本部分		注	利用者数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等加配加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員加配加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算
□ 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合 (1) 医療的ケア児(32点以上)の場合 (2) 医療的ケア児(16点以上32点未満)の場合 (3) 医療的ケア児(16点未満)の場合 (4) (一)～(三)以外の場合	(一) 定員10人以下	(2,721単位)	× 70/100				減算が適用される月から2月目まで $\times 70/100$ 3月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$		利用者全員について、1日につき5単位を減算	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位	+187単位		
	(二) 定員11人以上20人以下	(2,480単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位	+125単位		
	(三) 定員21人以上	(2,372単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位	+75単位		
	(一) 定員10人以下	(1,721単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位	+187単位		
	(二) 定員11人以上20人以下	(1,480単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位	+125単位		
	(三) 定員21人以上	(1,372単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位	+75単位		
	(一) 定員10人以下	(1,388単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位	+187単位		
	(二) 定員11人以上20人以下	(1,147単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位	+125単位		
	(三) 定員21人以上	(1,039単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位	+75単位		
	(一) 定員10人以下	(721単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位	+187単位		
	(二) 定員11人以上20人以下	(480単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位	+125単位		
	(三) 定員21人以上	(372単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位	+75単位		

基本部分		注										
		利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等追加加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員追加加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算
ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人	(1,756単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +374単位 (2) 児童指導員等の場合 +247単位 (3) その他の従業者の場合 +180単位	+374単位	イ 400単位 ロ 800単位
	(二)定員6人	(1,467単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +312単位 (2) 児童指導員等の場合 +206単位 (3) その他の従業者の場合 +150単位	+312単位	イ 333単位 ロ 666単位
	(三)定員7人	(1,263単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +267単位 (2) 児童指導員等の場合 +176単位 (3) その他の従業者の場合 +129単位	+267単位	イ 286単位 ロ 572単位
	(四)定員8人	(1,108単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +234単位 (2) 児童指導員等の場合 +154単位 (3) その他の従業者の場合 +113単位	+234単位	イ 250単位 ロ 500単位
	(五)定員9人	(989単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +208単位 (2) 児童指導員等の場合 +137単位 (3) その他の従業者の場合 +100単位	+208単位	イ 222単位 ロ 444単位
	(六)定員10人	(893単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +90単位	+187単位	イ 200単位 ロ 400単位
	(七)定員11人以上	(686単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位	イ 133単位 ロ 266単位
ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人	(2,038単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +374単位 (2) 児童指導員等の場合 +247単位 (3) その他の従業者の場合 +180単位	+374単位	イ 400単位 ロ 800単位
	(二)定員6人	(1,706単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +312単位 (2) 児童指導員等の場合 +206単位 (3) その他の従業者の場合 +150単位	+312単位	イ 333単位 ロ 666単位
	(三)定員7人	(1,466単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +267単位 (2) 児童指導員等の場合 +176単位 (3) その他の従業者の場合 +129単位	+267単位	イ 286単位 ロ 572単位
	(四)定員8人	(1,288単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +234単位 (2) 児童指導員等の場合 +154単位 (3) その他の従業者の場合 +113単位	+234単位	イ 250単位 ロ 500単位
	(五)定員9人	(1,150単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +208単位 (2) 児童指導員等の場合 +137単位 (3) その他の従業者の場合 +100単位	+208単位	イ 222単位 ロ 444単位
	(六)定員10人	(1,039単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +90単位	+187単位	イ 200単位 ロ 400単位

基本部分		注							
利用者の数 が利用定員 を超える場合 又は 配置すべき 従業者(児 童発達支援 管理責任者 を除く)の員 数が基準に 満たない場 合(1日につ き)	児童発達支 援管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合(1 日につき)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己評価結 果等未公表 減算	身体拘束廃 止未実施減 算	児童指導員 等加配加算 (1日につき)	専門的支援 加算(1日につ き)	看護職員加 配加算(1日につ き)	共生型サー ビス体制強 化加算
(七)定員11人以上	(810単位)					(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +92単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位	イ 133単位 ロ 266単位	
二 共生型 放課後等 デイサービ ス給付費	(1)授業終了後に行う場合 (2)休業日に行う場合	(426単位) (549単位)			4時間未満 ×70/100 4時間以上6 時間未満 ×85/100				イ 児童管 かつ保育士又 は児童指導 員の場合 +181単位 ロ 児童管 の場合 +103単位 ハ 保育士又 は児童指導 員の場合 +78単位
ホ 基準 該当放課 後等デイ サービス 給付費	(1)基準該当放課後等 デイサービス給付費 (I) (2)基準該当放課後等 デイサービス給付費 (II)	(一)授業終了後に行う場合 (二)休業日に行う場合 (一)授業終了後に行う場合 (二)休業日に行う場合	(529単位) (652単位) (426単位) (549単位)		減算が適用さ れる月から2 月目まで ×70/100 3月以上連続 して減算の場 合 ×50/100 減算が適用さ れる月から4 月目まで ×70/100 5月以上連続 して減算の場 合 ×50/100 減算が適用さ れる月から2 月目まで ×70/100 3月以上連続 して減算の場 合 ×50/100 4時間未満 ×70/100 4時間以上6 時間未満 ×85/100 4時間未満 ×70/100 4時間以上6 時間未満 ×85/100				

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

家庭連携加算(月4回を限度)	イ 1時間未満 ロ 1時間以上	(1回につき187単位を加算) (1回につき280単位を加算)
----------------	--------------------	------------------------------------

事業所内相談支援加算	イ 事業所内相談支援加算(I)(月1回を限度)	(1回につき100単位を加算)
	ロ 事業所内相談支援加算(II)(月1回を限度)	(1回につき80単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(II)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	(1日につき6単位を加算)

欠席時対応加算(I)(月4回を限度)	※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	(1回につき94単位を加算)
--------------------	---	----------------

欠席時対応加算(II)	(1回につき94単位を加算)
-------------	----------------

注 急病等により、サービス提供時間が30分以内となった場合

特別支援加算	(1日につき54単位を加算)
--------	----------------

強度行動障害児支援加算	(1日につき155単位を加算)
-------------	-----------------

個別サポート加算(I)	(1日につき100単位を加算)
-------------	-----------------

個別サポート加算(II)	(1日につき125単位を加算)
--------------	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(I)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合	
	ロ 医療連携体制加算(II)	(1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	
	ハ 医療連携体制加算(III)	(1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
	ニ 医療連携体制加算(IV)	(1)利用者が1人	(1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合
		(2)利用者が2人	(1日につき500単位を加算)	
		(3)利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(V)	(1)利用者が1人	(1日につき1,600単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合
		(2)利用者が2人	(1日につき960単位を加算)	
		(3)利用者が3人以上8人以下	(1日につき800単位を加算)	
	ヘ 医療連携体制加算(VI)	(1日につき500単位を加算)		
ト 医療連携体制加算(VII)	(1日につき100単位を加算)			

基本部分		注										
		利用者の数が利用定員を超える場合 又は 配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等追加加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員追加加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算	
送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (片道につき54単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +37単位 注2 同一敷地内の場合 ×70/100										
	ロ 重症心身障害児の場合 (片道につき37単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100										
延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算) ロ 重症心身障害児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)											
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ) (1日につき200単位を加算) ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) (1日につき200単位を加算)											
保育・教育等移行支援加算	(1回を限度として500単位を加算)											
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×84/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×61/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×34/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能										
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×11/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能										
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×13/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×10/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計										

○居宅訪問型児童発達支援給付費

	注 専門職員が 支援を行う場 合	注 児童発達支 援管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合(1日 につき)	注 通所支援計 画が作成され ない場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 特別地域加 算
基本部分					
居宅訪問型児童発達支援給付費 (1,035単位)	+679単位	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	+15/100

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

通所施設移行支援加算 (1回を限度として、500単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×81/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×59/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×33/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十ハの80/100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×11/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
--	--

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき 所定単位×11/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
---	---

○保育所等訪問支援給付費

	注	注	注	注	注	注
基本部分	専門職員が支援を行う場合	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	身体拘束廃止未実施減算	特別地域加算
保育所等訪問支援給付費 (1,035単位)	+679単位	減算が適用される月から4月目まで $\times 70/100$ 5月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$	減算が適用される月から2月目まで $\times 70/100$ 3月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$	$\times 93/100$	利用者全員について、1日につき5単位を減算	+15/100
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。						
初回加算 (1月につき200単位を加算)						
家庭運搬加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)					
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×81/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×59/1,000)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1,000)					
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)					
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×11/1,000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき +所定単位×11/1,000)	注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計					